

ケーブルテレビ品川エリア版 各サービスに共通する事項

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

1・各種 ID について

- iTSCOM ID がご利用いただけます。

■ iTSCOM ID について

- マイページ (<https://mypage.itscom.net/>) のログインに使用します。初めてログインされる方は必要事項（ご契約者氏名カナ、ご登録の電話番号、お客さま番号）を入力することで iTSCOM ID を発行できます。

■ マイページについて

- お客さまご自身で iTSCOM のホームページ上から契約内容等の確認・管理ができるオンラインサービスです。マイページからは、以下の確認・変更・設定等ができます。

- ・お客さま情報の確認・変更
- ・契約内容の確認・変更・追加
- ・ご利用明細の確認
- ・マイページの設定・変更

詳しくは「マイページ」スタートガイドをご覧ください。

(<https://www.itscom.co.jp/support/mypage/> よりダウンロードが可能です。)

2・お支払い

- ケーブルテレビ品川に加入中（月額利用料の発生しないサービスのみ加入、しながわ データ S I M のみの加入は除く）かつ、ケーブルテレビ品川エリア版 iTSCOM S I M をご利用中のお客さまはケーブルテレビ品川で登録している支払方法でのお支払いになるため、「2・お支払い」は適用されません。また、当該サービスの請求情報をケーブルテレビ品川に提供いたします。

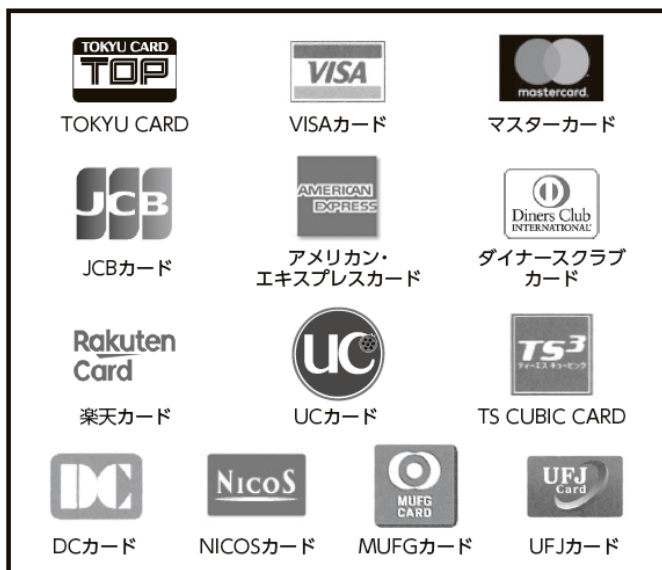
- 以下に該当するお客さまは、「2・お支払い」に記載の内容が適用されます。

- (1) ケーブルテレビ品川の提供するサービスの契約が無い場合
- (2) ケーブルテレビ品川の月額利用料の発生しないサービスのみ契約の場合
- (3) ケーブルテレビ品川の提供するしながわ データ S I M のみ契約の場合

■ クレジットカードによるお支払いの場合

- ご利用料金のお支払いには、当社取り扱いのクレジットカードをご利用ください。
※クレジットカードをお持ちでない方、クレジットカード以外のお支払い方法への変更をご希望の方は別途ご相談ください。

【ご利用いただけるクレジットカード】



【支払承諾書の場合】

- 支払承諾書にクレジットカード情報をご記入いただき、専用封筒にて当社宛に郵送してください。当社の担当者または iTSCOM スポットではお預かりできません。

【クレジットカード情報登録サイトから登録の場合】

- クレジットカード情報は、決済代行会社（ソニー・ペイメント）のカード情報登録サイトを利用します。登録は、お客さまご自身で直接行っていただけます。

- クレジットカード情報登録サイトでクレジットカード決済の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。

【その他】

- お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。また引き落とし日その他は各クレジット会社の規定に準じます。

- ご利用料金等は一括払いでの取り扱いとなり、クレジットカード会社の処理方法により当月分と翌月分（または前月分と当月分）が合算された請求となる場合があります。また、サービスの提供内容によっては請求時期がずれる場合があります。

- ご利用料金の明細は、各クレジットカード会社より送付いたします。

- 分割・ボーナス一括支払はできません。

- モバイル決済端末でのクレジットカード決済は対応しておりません。

- デビットカードによるお支払いは、二重引き落としが生じる可能性があるため推奨しておりません。ご注意ください。

■ 口座振替によるお支払いの場合

- 口座振替をご希望の場合、お手持ちのキャッシュカードと暗証番号によりモバイル決済端末（右図）にて申し込みいただくことが可能です。

（口座番号の記入や押印は必要ありません。）

- モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さま宅を訪問し、モバイル決済端末を持参いたしますので、お客さまご自身でキャッシュカードの操作および暗証番号の入力をお願いいたします。



【イメージ】
モバイル決済端末
(2017年4月現在)

- モバイル決済端末より出力されるレシートのうち、当社控え用レシートにお客さまの口座名義をカタカナでご記入いただけます。

- モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。

■ 注意事項

- 一部ご利用いただけない金融機関があります。

- 口座振替の手続きが完了するまでに発生する料金は、手続き完了後の初回請求時に合算して請求いたします。

- 口座振替の場合、引き落とし日は毎月 27 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。

- 口座振替でのお支払いが滞った場合や、クレジットカード会社よりカードのご利用停止の連絡があった場合は、翌月に合算して請求、または、請求書（発行手数料 330 円[税込]／通）による現金振込でお支払いいただく場合があります。

3・契約内容の変更

- サービスの追加・変更について

サービス・コースの追加・変更は iTSCOM お客さまセンターまでご相談ください。

- サービスの解約について

お客さまのご都合によりサービスを解約される場合は、解約を希望される日の 10 日前までに iTSCOM お客さまセンター（フリーダイヤル：0120-109199 受付時間：9:30～18:00 ※受付時間外は、0120-1256-01 にて仮受付を承ります。）までご連絡ください。解約の手続きをご案内いたします。解約のご連絡が遅れた場合、翌月以降の解約として承ります。（一部サービスを除きます。）

※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。

4・免責事項等について

- 当社サービスの利用ができない状態が生じたときのご利用料金の支払いは、各サービスの契約約款によります。
- 天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスのご利用ができない場合は、当社は一切責任を負いかねます。
- 当社や提供事業者のシステムメンテナンス時や障害時または停電時には、一部または全てのサービスがご利用できなくなる場合があります。
- イッツコムサービスは機能改善のため、制御ソフトウェアのアップデートを行うことがあります。各サービスによってタイミングは異なりますが、一時的にサービスがご利用いただけないことがありますので、ご注意ください。
※情報閲覧などのサービス利用中であっても発生する場合があります。

5・初期契約解除およびクーリング・オフについて

- イッツコムの各サービスは、初期契約解除またはクーリング・オフの対象となる場合があります。
- 初期契約解除について
「ITSCOM mobile イッツコム S I M（SIMカードのみ）」における電気通信役務は、電気通信事業法が定める初期契約解除制度の対象です。
- 契約締結時に交付する「契約内容確認書」の書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。
- 契約の解除を行った場合、以下の通りとなります。
 - ① お客さまが契約解除までの期間において提供を受けた場合、「契約内容確認書」に記載した有料サービス等の料金、事務手数料（上限 3,300 円）を、当社はお客さまへ請求します。
 - ② お客さまは、損害賠償もしくは違約金、①を除くその他金銭等を請求されることはありません。
 - ③ 契約に関連して当社が金銭等を受領している場合は、当該金銭等（上記①で請求する料金は除きます。）をお客さまに返還いたします。
- 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、お客さまは、契約の解除を行うことができる旨を記載した交付書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間に限り、契約を解除することができます。

特定商取引法に関する表記

「iTSKOM mobile イッツコム S I M（端末）」は、「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」といいます。）に基づくクーリング・オフの対象となります。当該サービスへご加入の場合、以下内容をよくお読みください。

特定商取引法に関する表記

提 供 事 業 者	イッツ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 金井 美恵 〒158-0097 東京都世田谷区用賀 4 丁目 1 0 番 1 号 世田谷ビジネススクエアタワー	
対 象 商 品 提 供 価 格	対象商品と提供価格は、パンフレットに記載しております。	
お 支 払 い 方 法	申込書に記載した方法にて当社にお支払いください。なお、お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。	
提 供 時 期	iTSKOM mobile イッツコム S I M（端末）	利用開始日は、端末の引き渡しまたは発送が行われた日となります。
クーリング・オフ に つ い て	1. お客さまは、特定商取引法に規定する訪問販売等により契約の申し込みまたは契約をした場合には、契約書面を受領した日から起算して 8 日間は、書面もしくは WEB フォームにより当該契約の申し込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。 2. お客さまは、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって前項の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して 8 日間を経過するまでは、書面もしくは WEB フォームによりクーリング・オフを行うことができます。 3. 前各項のクーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発送したとき、もしくは WEB フォームを送信したときにその効力を生じます。 4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払いをお客さまに請求することはありません。 5. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還するものとします。 6. クーリング・オフがあった場合において、当該利用契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。	

■クーリング・オフができない主な場合

- ・お客さまが自らの意思で店舗を訪問して契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて住居等を訪問し、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて電話をかけ、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・継続的取引関係にあるお客さまに対する訪問販売、電話勧誘販売（ただし、訪問販売、電話勧誘販売を行った日から起算して、当該販売または役務の提供の事業に関して過去 1 年間に 2 回以上取引があった場合に限られます。）

■初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合の手続き

- 初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合、以下へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

フリーダイヤル：0120-109199

受付時間 9：30 ～ 18：00

【書面送付先】

イッツ・コミュニケーションズ株式会社 お客様センター 初期契約解除窓口 行
 〒213-0011 神奈川県川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 5 階

【クーリング・オフ WEB 申し込みフォーム】



弊社ホームページからは、メニューの「問い合わせ」→
 「クーリング・オフに関するお問い合わせ」より
 お申し込みいただけます。

【書面による解除の記載項目】

- ・契約内容確認書 交付日 20〇〇年〇月〇日
 - ・契約者名（フリガナ）、住所、日中ご連絡先電話番号
 - ・初期契約解除またはクーリング・オフを希望するサービス
- ※当社より、解除手続きについて確認のご連絡をさせていただきます。

1・本重要説明事項の適用範囲

- 本書は、ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I Mをご利用のお客さまに向けたご案内となります。以下に該当するお客さまは、別に定める ITSCOM mobile に関する事項（イッツコム S I M）が適用となります。
 - （1）ケーブルテレビ品川の提供するサービスの契約が無い場合
 - （2）ケーブルテレビ品川の月額利用料の発生しないサービスのみ契約の場合
 - （3）ケーブルテレビ品川の提供するしながわ データ S I Mのみ契約の場合

2・サービス内容について

- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I Mは、NTT ドコモの 5G、LTE および 3G ネットワークを利用した音声通話対応・データ通信対応の SIM カードを提供します。
 - サービス名称：ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M
 - サービス提供者：イッツ・コミュニケーションズ株式会社
 - サービス内容：NTT ドコモの回線を使用した音声通話サービス・データ通信サービス
- ※音声通話サービスは、音声通話、データ通信、SMS 送受信を利用できます。
- ※音声通話では、緊急通報（110 番や 119 番など）が利用できます。

重要 当社は、NTT ドコモの回線を使用した音声通話対応・データ通信対応の SIM カードを提供します。お客さまがご利用されるエリアや端末、通信環境、ご利用状況によって、回線速度は異なります。また、ご利用状況によっては通信速度が制限される場合があります。

■サービス提供エリアについて

- 利用可能エリアは NTT ドコモの 5G、Xi（LTE）および FOMA（3G）の利用可能エリアに準じます。ただし、5G 通信の利用申し込みをして 5G 対応端末をお使いいただく場合は 3G 通信のご利用はできません。
- サービス提供エリア内であっても、建物の中・地下・トンネルなど電波の届きにくいところ、または屋外でも電波の弱いところではご利用いただけない場合があります。

■サービス提供速度について

- 本サービスはベストエフォート型通信サービスであり、当社は通信速度を保証しません。ネットワーク区間における技術的な制約により通信速度が制限される場合があります、当社はその速度を保証しません。

■通信量と通信速度の制限について

- あらかじめ定められた 1 か月間で利用可能な通信容量を超過した場合は、下り最大 200kbps となります。なお、利用開始月のみ、利用開始日から月末までの日数で 1 か月間の通信容量を比例換算した通信量が上限となります。
- 動画ファイルの添付、ファイルのダウンロードなど、大量のデータの送受信や、ストリーミング、動画再生などの連続したデータを送受信した場合、通信速度を制限する場合があります。
- その他、ご利用状況により、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。
- SIM カード毎に、前月からの繰り越し分を含む契約データ量を使い果たした場合、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。また、データ容量追加オプションで追加された容量は、当月限り有効となります。

3・お申し込みの注意事項

■お申し込みにあたって

- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I Mをお申し込みの際は、必ず「ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M契約約款」に同意の上、お申し込みください。
- 新規契約事務手数料として、1 契約につき 3,733 円[税込]がかかります。
- 1 契約につきご利用可能な回線数は 1 回線とし、1 世帯につき音声プランを最大 5 つの契約を申し込むことができます。また、法人名義での契約はできません。
- 本サービスは未成年の加入はできませんが、親権者のご契約時に利用者として

お申し込みいただけます。

- 一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。
- 当社の審査により申し込みを承諾しないことがあります。
- 新規申込は営業スタッフによる訪問と株式会社ケーブルテレビ品川の店舗・しなココ戸越銀座（以下「しなココ戸越銀座」）の受付、2 台目以降の追加申込はイッツコムスポット、しなココ戸越銀座、マイページいずれからも受付が可能です。
- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I Mの契約期間はご利用開始日の属する月の翌月から 12 か月間です。その後は 12 か月間毎の自動更新となります。

■本人確認について

- お申し込みいただく際は、当社所定の申込書の提出のほか、本人確認書類等の提示が必要となります。提示いただいた本人確認書類はタブレット端末等での撮影やコピー機での複写を取らせていただきます。

重要

- ・住民票、公共料金領収証、登記簿謄本、印鑑登録証明書については、発行日から 3 か月以内のものに限りです。
- ・申込者と利用者全員の本人確認書類が必要です。

[本人確認書類]

- ①運転免許証（運転経歴証明書でも可）
- ②身体障害者手帳（要住所記載）
- ③健康保険証（要住所記載）＋住民票（住民票の代わりに住所記載のある公共料金領収証でも可、未成年者に限り、学生証も可）
- ④在留カード（顔写真のあるもの）
 - ※ただし、在留カードは残存日数 90 日以上のも
- ⑤パスポート（日本国旅券）＋住民票（住民票の代わりに住所記載のある公共料金領収証でも可、未成年者に限り学生証も可）
 - ※住所の記載がされているものは、補助書類は必要ありません。
- ⑥マイナンバーカード

[契約者と利用者が異なる場合]

- ・利用者のお申し出により利用者情報を登録します。
- ・利用者の本人確認が必要です。本人確認には、利用者の生年月日および契約者と利用者が同姓かつ同住所であることが確認できる、下記のいずれかの書類の提示が必要となります。

- ①運転免許証（運転経歴証明書でも可）
- ②身体障害者手帳（要住所記載）
- ③健康保険証
 - ※住所の記載がされていないものは、補助書類が必要となります。
- ④在留カード
 - ※ただし、在留カードは残存日数 90 日以上のも
- ⑤パスポート（日本国旅券）
 - ※住所の記載がされていないものは、補助書類が必要となります。
- ⑥マイナンバーカード
- ⑦住民票
 - ・利用者が変更になる場合は、お申し出が必要です。
 - ・ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M利用契約に関する各種手続き（契約変更、オプション選択等）は、全て契約者からお申し込みください。

[利用者が 18 歳未満の場合]

重要

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、18 歳未満の方が携帯電話でインターネットをご利用する場合は、原則として Web フィルタリング 1 シリアル ID あたり 220 円[税込]をお申し込みいただきます。13 歳未満の方が、Android 端末の携帯電話でインターネットをご利用する場合は、原則として Google ファミリーリンクをご利用いただきます。

- ・当社のフィルタリングサービスを利用しない場合は、別途書面の提出が必要となります。
- ・18 歳未満のインターネット利用については、保護者の十分な理解、責任のもとで判断ください。

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

【訪問時にお申し込みの場合】

当社または当社が委託する営業スタッフ訪問時にお申し込みの場合は、お申し込み手続きと本人確認が完了次第、SIM カードを本人確認書類に記載のご住所宛に「転送不要」にて発送します。お申し込み内容に不備がない場合、お申し込み手続き後最短 3～4 日程度(※)でお届けします。

※土・日・祝日を含む場合、交通事情等により発送に時間がかかることがあります。

【ITSCOM スポット、しなココ戸越銀座でお申し込みの場合】

ITSCOM スポット、しなココ戸越銀座でお申し込みの場合は、2 台目以降の追加申込に限りです。なお、音声プランの nanoSIM カードに限り、その場で SIM カードのお受け取りができます。

【ITSCOM スポット所在地】

●ITSCOM スポットたまプラーザテラス

【営業時間】 10：00～20：00（19：00 受付終了）

【定休日】 たまプラーザテラスの休館日および年末年始

【住所】 横浜市青葉区美しが丘 1－1－2 たまプラーザテラスゲートプラザ 2F

●ITSCOM スポット武蔵小杉東急スクエア

【営業時間】 10：00～18：00（18：00 受付終了）

【定休日】 武蔵小杉東急スクエアの休館日および年末年始

【住所】 川崎市中原区小杉町 3－4 7 2 武蔵小杉東急スクエア 1F

●ITSCOM スポット南町田グランベリーパーク

【営業時間】 11：00～19：00（18：00 受付終了）

【定休日】 グランベリーパークの休館日および年末年始

【住所】 東京都町田市鶴間 3－4－1 グランベリーパークセントラルコート B1

※最新の ITSCOM スポット営業時間は QR コードでご確認ください。



【しなココ戸越銀座】

【営業時間】 10：00～18：00

【定休日】 水曜日および年末年始

※常駐する当社スタッフがご対応いたします。

※しなココ戸越銀座のその他詳細は、ケーブルテレビ品川のホームページをご確認ください。

■SIM カードについて

●当社で提供する SIM カードには、次の種類があります。ご利用の端末に対応する SIM カードの種類をよくご確認のうえ、お申し込みください。なお、当社で提供する端末とセットでお申し込みの場合は、選択する必要はありません。

標準 SIM（25mm×15mm）

microSIM（15mm×12mm）

nanoSIM（8.8mm×12.3mm）

■端末について

【当社で提供する端末について】

●端末を申し込む場合、音声プランとあわせてお申し込みください。端末のみでお申し込みすることはできません。

●端末のメーカー保証期間は、サービス開始日（お客さまへの端末お渡し日／端末発送日）より 12 か月間となります。

※iPhone（新古品）の場合、メーカー保証はありません。代替として、別途端末保証を用意しています。保証期間は、サービス開始日（お客さまへの端末お渡し日／端末発送日）より 12 か月間となります。

●端末により、ご契約可能な通信容量（月間）は、異なります。

●端末を宅配でお送りする場合、別途手数料がかかる場合があります。

●本サービスの申し込み時に限り、イッツコム モバイル端末延長保証サービス（保証期間はご利用開始日の属する月から最大 37 か月間）を申し込むことができます。

●端末の不具合、故障等に関するお問い合わせは、イッツコム モバイル端末延長

保証サービスにご加入されている場合は、申し込み時にお知らせする延長保証窓口にご加入されていない場合は、各メーカー（iPhone（新古品）の場合は、メーカー保証窓口ではなく、03-4530-3790（Certified 端末保証受付窓口））にお問い合わせください。

【お客さまにて端末をご用意される場合】

●当社で提供する端末を利用せず、SIM カードのみをお申し込みの場合は、原則、以下の条件を満たしている端末であれば、本サービスの SIM カードのご利用が可能です。ただし、当社では個別の端末の動作確認や検証は承っておりませんのであらかじめご了承ください。また、正常に動作しないなどの問題が発生した場合も、当社では一切の保証をいたしかねます。

①NTT ドコモの 5G/LTE/3G 通信に対応していること

②SIM ロック等、通信端末に固有の制限がなく、当社の SIM カードの認識が可能なこと

※NTT ドコモが提供する通信端末の場合、SIM ロックの解除は不要です。

※SIM ロック解除が必要な場合、SIM ロック解除に対する費用はお客さま負担となります。

③本サービスでの APN 等の設定が可能で、当該設定から接続を行えること

④技術基準に適合した（技適マークの付いた）端末であること

●KDDI(au)やソフトバンクのスマートフォンについては、通信方式の違いや SIM ロック解除ができないなどの理由から、現在ご利用中の端末を引き続き利用できない場合があります。当社では動作確認は行いませんので、詳しくはご利用中の携帯電話会社の販売店までお問い合わせください。

■開通について

●開通手続きの詳細につきましては、SIM カードに同梱されているご案内をご確認ください。

4・番号ポータビリティについて

■番号ポータビリティ転入

●新規で音声プランをお申し込みの場合、新規に電話番号発行または番号ポータビリティ転入を選択することが可能です。

●新規で音声プランをお申し込みの場合、現在ご利用中の携帯電話会社の解約手続きについては、お客さまご自身で行っていただく必要があります。

●現在の携帯電話の契約状況により、現在ご利用中の携帯電話会社に対して解約違約金等が発生する場合があります。

●ご契約時番号ポータビリティ予約番号の取得が必要です。お申し込み時点で有効期限が 8 日以上残っている必要があります。ご契約前に既に取得されていた場合も、改めて取得いただく場合があります。

●番号ポータビリティ転入の際は、ご利用中の携帯電話会社に登録されているご契約者情報、当社への登録情報、本人確認書類等に記載された情報は、全てが一致している必要がありますのでご注意ください。

※ご利用中の携帯電話会社に登録されているご契約者情報と、当社の登録情報が異なる場合は、本サービスをお申し込み前にご利用中の携帯電話会社側で名義変更を行ってからお申し込みください。

●SIM カード到着後、お客さまより開通依頼のご連絡が必要です。番号ポータビリティ予約番号の有効期限前日の 17 時までに開通手続きが行われない場合は、有効期限前日の 17 時以降に自動的に開通されます。開通後は切り替え前までご利用されていた SIM カードはご利用できなくなります。

■番号ポータビリティ転出

●番号ポータビリティ転出の予約番号発行には 4 日程度かかります。

●番号ポータビリティ転出を行った月の音声プランの月額利用料や利用中のオプションサービス料等は日割りせず満額請求します。

5・初期設定サポートについて

●音声プランの新規お申し込みと同時に初期設定サポートをご希望いただいた場合、1 回線につき 1 回のみ無料で以下初期設定項目をご利用いただけます。

【初期設定項目】

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

- ①番号ポータビリティ回線切り替え
- ②端末 APN 設定
- ③Google（アカウント、Gmail）設定
- ④当社指定の以下アプリケーションのインストール
セキュリティアプリ/Web フィルタリング/イッツコムかんたんスマホアプリ
（Android のみ）/緊急速報アプリ/LINE
- ⑤電話帳の移行
- ⑥無線 LAN 接続・設定（当社インターネット回線）
- 初期設定に伴う操作は、当社スタッフのご案内のもと、原則お客さま自身で行っていただきます。
- すでに Google アカウントをお持ちの場合は事前にご準備ください。
- Wi-Fi モデムのパスワードを事前にご準備ください。
- 他社の端末をご利用になる場合、お客さまご自身にて端末の SIM ロック解除を事前に行ってください。
- 旧端末の画像データ等の移行や、LINE のトーク履歴等の引き継ぎはお客さまご自身で行っていただきます。
- 電話帳移行は、当社で提供する端末への移行のみが対象となります。また、端末によっては実施できない場合があります。

6.ご利用料金について

- 現在ケーブルテレビ品川サービスをご利用中で、ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I Mを追加契約にてお申し込みいただく場合、お支払い方法はクレジットカードまたは口座振替のどちらかをお選びいただけます。口座振替の場合は、ケーブルテレビ品川にて3ヵ月以上のお支払い実績がある場合に限りです。
- 音声プランの場合、通話料、SMS 送信料等は、ご利用開始日の属する月から支払いの対象となります。
※通話料、SMS 送信料の詳細は、ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M料金表でご確認ください。

7.オプションサービス

- ご加入後「マイページ（<https://mypage.itscom.net/>）」よりお申し込みください。

オプションサービス名		月額利用料[税込]
留守番電話※1		月額 363 円
データ容量追加		1GB あたり 550 円
Norton マルチデバイスセキュリティ※2	ノートン™セキュリティ	月額 627 円
Web フィルタリング（Android 版・Win 版）		220 円/シリアル ID
Web フィルタリング（マルチデバイス 1 台用）		359 円/シリアル ID
Web フィルタリング（マルチデバイス 3 台用）		796 円/シリアル ID

※1. 音声プランでのみご利用可能です。利用開始までお申し込みから最大 6 日かかります。ご加入後のお申し込みは、イッツコムお客さまセンターまでお電話ください。

※2. ソフトウェア 1 つの契約でパソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスを 3 台までご利用いただけます。

8.ご利用にあたってのご留意事項

- 5G 通信について
- 5G 通信は、5G 通信の利用申し込みのうえ、5G 対応端末で「5G 設定」を有効にした場合にご利用いただけます。
- 5G 通信の利用申し込みは、イッツコムお客さまセンターまでご連絡ください。iTSCOM スポット、しなこコ戸越銀座、訪問スタッフでも承ります。
- すでに 5G 対応端末をお持ちのお客さまでも、5G 通信の利用申し込みが無い場合、5G 通信はご利用いただけません。
- 通信速度は大手携帯電話会社（ドコモ、au、ソフトバンク等）と必ずしも同等ではありません。ご利用の場所、曜日や時間帯によって、動画がスムーズに再生

できなかったり、Web ページの表示が遅くなったりするなど、通信速度が低下する場合があります。

- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I Mでご利用いただける 5G は、4G（LTE）と一部設備を共用する方式のため、通信速度は 4G（LTE）相当となります。

- 5G 通信エリア内でアンテナピクトに「5G」が表示された場合も、通信時に「4G」または「LTE」となる可能性があります。

■危険 SMS 拒否設定について

- 「危険 SMS 拒否設定」とはフィッシング SMS^{*1} であると NTT ドコモによって判定された SMS の受信を拒否する機能です。

^{*1}：フィッシング SMS とは、実在する宅配業者や金融機関、ネット通販事業者などを装い不正なアプリをインストールするよう誘導したり、口座情報やアカウント情報などの個人情報盗み出そうとしたりするサイトや電話番号へ誘導する SMS です。

- イッツコム スマホの音声対応 SIM において、危険 SMS 拒否設定を適用しています。
- 契約後に危険 SMS 拒否設定の適用を希望しないお客さまは、別途、ドコモが提供する「Web 設定」のページにアクセスし、設定変更をお申し込みする必要があります。その場合には、ご利用端末の接続先設定（APN 設定もしくはプロファイル）の変更が必要となります。ご希望の場合には、FAQ に掲載の方法でご対応ください。

- 本機能によって料金はかかりません。
- 本機能は、すべてのフィッシング SMS の拒否を保証するものではありません。
- 本機能により拒否された SMS の復旧はできません。
- 本機能は、「SMS 一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできないため、「SMS 一括拒否」または「個別番号受信」を設定すると、自動的に本機能の適用は解除されます。
- 本機能の適用を解除後に、再度適用させる場合、「Web 設定」の「SMS 拒否設定」から設定いただけます。ダイヤルでの操作、サービスコードでの操作では本機能の適用設定を行うことはできません。
- 本機能により検知したフィッシング SMS に関する情報をドコモサーバに蓄積し、匿名化および統計的なデータに加工したうえで、次に定める目的で利用することがあります。
 - 1）本機能における判定精度向上のため
 - 2）フィッシング SMS 送信者および SMS 中継事業者へ是正を求めるため
 - 3）フィッシングサイトへお客さまがアクセスすることを防止するため
 - 4）携帯電話事業者間でフィッシング SMS に関する対策を行うため
- 上記目的のために、匿名化および統計的なデータに加工したフィッシング SMS に関する情報を第三者に開示することがあります。

■緊急地震速報等について

- 緊急地震速報や J-ALERT 等は、お使いの端末によっては利用できない場合があります。

■NTT ドコモのサービスについて

- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I Mでは i モードやドコモメールなど NTT ドコモが提供する付加サービスを利用することはできません。

■契約変更や SIM カードの変更・再発行について

- SIM カードの種類を変更する場合または SIM カードを再発行する場合など、新しい SIM カードを発行する場合の手数料として 1 契約につき 3,733 円 [税込] が掛かります。
- SIM カードの変更と再発行によって、当社での手続きが完了してからお客さまのお手元に SIM カードが届くまでの間、当社回線のご利用ができない場合があります。
- プランや通信容量（月間）を変更する場合、契約変更希望月の前月末日の前日 17 時までにご連絡ください。

■同番再発行について

同番再発行（SIM カードのサイズを変更し同じ電話番号を引き継ぐ）の場合、iTSCOM スポット、しなこコ戸越銀座へのご来店、またはご訪問でのお手続きと

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

なります。受け渡しの際には本人確認が必要です。

■当社が提供するアプリケーションについて

- 当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて「イッツコム かんたんスマホアプリ（Android のみ）」またはソースネクスト社が提供する「セキュリティアプリ」を利用者へ提供します。
- ご利用になる端末は、当社指定の推奨環境下でのみご利用いただけます。
- 利用者は、当社が提供したアプリケーション、その他のソフトウェアを善良なる管理者として注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

■サポートについて

- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M 料金表に記載のサポート対応については当社にて対応いたします。ケーブルテレビ品川でとことんサポート加入中のお客さまが、とことんサポートのメニューを利用する場合は、ケーブルテレビ品川にて対応いたします。ケーブルテレビ品川にてサポート対応する場合は、当社からお客さまのご契約情報やご対応記録等の情報を連携します。

■サービスの休止と再開について

- お客さまから SIM カードの盗難・紛失等により回線ごとに利用の一時中断（ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M を一時的に利用できないようにすることをいいます）の依頼があった際、依頼を受付してから一定期間後に完了します。なお、一時中断の依頼を受付後、手続き完了までに生じたご利用料金は、お客さまによる利用であるか否かにかかわらず、お客さまの負担といたします。
- SIM カードの再開を希望する場合についても、依頼を受け付けてから一定期間後に完了します。
- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M の利用の一時中断があっても、ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M のご利用料金は発生します。

■請求について

- 本サービスをご利用可能となった日（SIM カードまたは端末のお渡し日/発送日）をご利用開始日とし、ご利用開始日の翌月分より課金を開始します。なお、SIM カードと端末のお渡し日/発送日の属する月が異なる場合は、SIM カードと端末それぞれのご利用開始日の翌月分より課金を開始します。
- 本サービス以外のケーブルテレビ品川のサービスのご加入状況により、月額利用料が変更となります。
- 月額利用料の日割り精算は行っておりません。（解約月も月額利用料 1 か月分がかかります）

■解約について

- 解約する場合は、解約希望日の 10 日前までにお申し込みください。毎月末日付で解約となります。なお、解約申込日にかかわらず、解約月の月末までの月額利用料がかかります。（回線処理の状況により解約日の後も SMS 送受信や音声通話等の機能がご利用可能な場合があります。この場合、利用した機能のご利用料金については請求させていただきます。）
- 端末をご利用されていた場合、以下に定める解約料がかかります。

【端末の場合】

重要

**端末の契約期間はご利用開始日の翌月から 24 か月です。
解約月によって端末の端末解約料が発生しますのでご注意ください。**

※端末のタイプおよび解約料金はケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M 料金表でご確認ください。

- 契約に関する追加・変更・解約の手続きは、契約者または利用者（利用者として登録されている回線に限り。）にてお申し込みいただくことができます。また、契約者以外の方が利用する場合でも、ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M の利用に伴う料金のお支払いは、契約者にご負担いただきます。
 - 利用者が本サービスで迷惑メール送信行為などの契約上の義務違反行為を行った場合は、その行為は契約者が行ったものとみなし、利用停止、契約解除、他事業者との迷惑メール送信者情報の交換等は、契約者名義で行います。利用上の管理をお願いします。
 - 当社が提供する SIM カードに登録されている回線識別番号その他の情報をお客さまにより読み出し、変更し、消去を行ったことにより損害が生じた場合、当社は一切その責任を負うことができません。
 - 当社または NTT ドコモのシステムメンテナンス時は、一部または全てのサービスがご利用いただけない場合があります。
 - 本サービスの国外でのご利用は、音声通話（国際ローミング）のみでデータ通信はご利用いただけません。
 - 一部の端末でテザリングができません。
 - 一部の端末でアンテナビクトが表示されないまたは「圏外」と表示される場合があります。
 - 当社で定める通信量を超過した場合、または連続したデータを送受信した場合における速度制限によって生じた損害について、当社は一切その責任を負うことができません。
 - 天災地変時には、修理・故障等のサポート対応に時間がかかる場合があります。
- ## ■国際通話や国際ローミングの利用制限について
- 国際通話や国際ローミングには以下の利用停止目安額を設定しています。お客さまにて利用停止目安額の変更はできません。
 - ・国際通話（2 万円）
 - ・国際ローミング（5 万円）
 - サービス運用上の都合により、利用停止目安額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。また利用停止目安額を超過して利用した場合、その理由にかかわらずその利用により発生した料金の減免はいたしません。
 - お客さまにご請求する通話料が平均的なユーザの利用実績またはお客さまの利用実績と比較して、著しく高額となっていることが確認された場合、当社はお客さまに対してご利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は、ご利用の回線を当月の月末まで停止することがあります。
 - 国際通話、国際ローミングは、初期状態で有効であり無効にはできません。

10・プレフィックス番号が利用できる国・地域について

- 通話先電話番号の前にプレフィックス番号（0077-502）をつけて発信する国際通話が利用できる国・地域は、246 の国・地域となります。詳しくは QR コード、または当社ホームページでご確認ください。※プレフィックス番号をつけず発信することで、国際通話の割引通話対象国・地域以外にも発信は可能です。



9・免責その他

- 初期の PIN コードは「0000」で設定されています。PIN コードの設定方法はご利用端末の取扱説明書をご覧ください。
- 本サービスの SIM カードをご利用のデータ通信端末には、プライベート IP アドレスが割り振られます。一部アプリケーションについてはご利用いただけない場合があります。
- 端末を変更する際、変更前の端末の契約期間が残っている場合は、残債をお支払いいただき、新たに 24 か月の契約期間が設定されるものとします。

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

1・サービス内容について

イッツコム S I Mは、NTT ドコモの 5G、LTE および 3G ネットワークを利用した音声通話対応・データ通信対応の SIM カードを提供します。

- サービス名称：イッツコム S I M
- サービス提供者：イッツ・コミュニケーションズ株式会社
- サービス内容：NTT ドコモの回線を使用した音声通話サービス・データ通信サービス

※音声通話サービスは、音声通話、データ通信、SMS 送受信を利用できます。

※音声通話では、緊急通報（110 番や 119 番など）が利用できます。

重要 当社は、NTT ドコモの回線を使用した音声通話対応・データ通信対応の SIM カードを提供します。お客さまがご利用されるエリアや端末、通信環境、ご利用状況によって、回線速度は異なります。また、ご利用状況によっては通信速度が制限される場合があります。

■サービス提供エリアについて

- 利用可能エリアは NTT ドコモの 5G、Xi（LTE）および FOMA（3G）の利用可能エリアに準じます。ただし、5G 通信の利用申し込みをして 5G 対応端末をお使いいただく場合は 3G 通信のご利用はできません。
- サービス提供エリア内であっても、建物の中・地下・トンネルなど電波の届きにくいところ、または屋外でも電波の弱いところではご利用いただけない場合があります。

■サービス提供速度について

- 本サービスはベストエフォート型通信サービスであり、当社は通信速度を保証しません。ネットワーク間における技術的な制約により通信速度が制限される場合があります、当社はその速度を保証しません。

■通信量と通信速度の制限について

- あらかじめ定められた 1 カ月間で利用可能な通信容量を超過した場合は、下り最大 200kbps となります。なお、利用開始月のみ、利用開始日から月末までの日数で 1 カ月間の通信容量を比例換算した通信量が上限となります。
- 動画ファイルの添付、ファイルのダウンロードなど、大量のデータの送受信や、ストリーミング、動画再生などの連続したデータを送受信した場合、通信速度を制限する場合があります。
- その他、ご利用状況により、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。
- SIM カード毎に、前月からの繰り越し分を含む契約データ量を使い果たした場合、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。また、データ容量追加オプションで追加された容量は、当月限り有効となります。

2・お申し込みの注意事項

■お申し込みにあたって

- イッツコム S I Mをお申し込みの際は、必ず「イッツコム S I M契約約款」に同意の上、お申し込みください。
- 新規契約事務手数料として、1 契約につき 3,733 円[税込]がかかります。
- 1 契約につきご利用可能な回線数は 1 回線とし、1 世帯または 1 法人につき音声プランまたはデータ専用プランをあわせて最大 5 つの契約を申し込むことができます。ただし、音声プランについては法人名義での契約はできません。
- 本サービスは未成年の加入はできませんが、親権者のご契約時に利用者としてお申し込みいただけます。
- 一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。
- 当社の審査により申し込みを承諾しないことがあります。
- 当社のテレビサービス、電話サービス、その他のインターネットサービスのいずれかを利用している場合、データ専用プランのお申し込みに関し、お電話、ホームページおよびマイページからお申し込みいただくことができます。音声プランはマイページからお申し込みいただくことができます。
- イッツコム S I Mの契約期間はご利用開始日の属する月の翌月から 12 カ月間です。その後は 12 カ月間毎の自動更新となります。音声プランは契約条件により、ご利用開始日の属する月から 12 カ月以内に解約となった場合は、「7・ご

利用にあたっての「ご留意事項」に定める解約料金ががかかります。

- イッツコム料金表に定める対象サービス品目をご利用されていないお客さまは、音声プランのみお申し込みいただけます。データ専用プランは、音声プランと同時のお申し込み、または音声プランのご契約後に限りお申し込みが可能です。
- イッツコム料金表に定める対象サービス品目をご利用されていないお客さまは、営業スタッフの訪問によるお申し込みが必要です。

■本人確認について

- お申し込みいただく際は、当社所定の申込書の提出のほか、本人確認書類等の提示が必要となります。提示いただいた本人確認書類はタブレット端末等での撮影やコピー機での複写を取らせていただきます。

重要 ・住民票、公共料金領収証、登記簿謄本、印鑑登録証明書については、発行日から 3 カ月以内のものに限ります。
・申込者と利用者全員の本人確認書類が必要です。

[本人確認書類]

- ①運転免許証（運転経歴証明書でも可）
- ②身体障害者手帳（要住所記載）
- ③健康保険証（要住所記載）＋住民票（住民票の代わりに住所記載のある公共料金領収証でも可、未成年者に限り、学生証も可）
- ④在留カード（顔写真のあるもの）
※ただし、在留カードは残存日数 90 日以上のも
- ⑤パスポート（日本国旅券）＋住民票（住民票の代わりに住所記載のある公共料金領収証でも可、未成年者に限り学生証も可）
※住所の記載がされているものは、補助書類は必要ありません。
- ⑥マイナンバーカード

[本人確認書類（法人の場合）]

- ①登記簿謄本および代表者の本人確認書類
- ②印鑑登録証明書および代表者の本人確認書類
※登記簿謄本や印鑑登録証明書はコピー可。（いずれも有効期限内で現住所のあるものとします。）

[契約者と利用者が異なる場合]

- ・利用者のお申し出により利用者情報を登録します。
- ・利用者の本人確認が必要です。本人確認には、利用者の生年月日および契約者と利用者が同姓かつ同住所であることが確認できる、下記のいずれかの書類の提示が必要となります。
- ①運転免許証（運転経歴証明書でも可）
- ②身体障害者手帳（要住所記載）
- ③健康保険証
※住所の記載がされていないものは、補助書類が必要となります。
- ④在留カード
※ただし、在留カードは残存日数 90 日以上のも
- ⑤パスポート（日本国旅券）
※住所の記載がされていないものは、補助書類が必要となります。
- ⑥マイナンバーカード
- ⑦住民票
- ・利用者が変更になる場合は、お申し出が必要です。
- ・イッツコム S I M利用契約に関する各種手続き（契約変更、オプション選択等）は、全て契約者からお申し込みください。

[利用者が 18 歳未満の場合]

重要 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、18 歳未満の方が携帯電話でインターネットをご利用する場合は、原則として Web フィルタリング 1 シリアル ID あたり 220 円[税込]をお申し込みいただきます。13 歳未満の方が、Android 端末の携帯電話でインターネットをご利用する場合は、原則として Google ファミリーリンクをご利用いただきます。

- ・当社のフィルタリングサービスを利用しない場合は、別途書面の提出が必要となります。

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

- ・18 歳未満のインターネット利用については、保護者の十分な理解、責任のもとと判断ください。

【訪問時にお申し込みの場合】

当社または当社が委託する営業スタッフ訪問時にお申し込みの場合は、お申し込み手続きと本人確認が完了次第、SIM カードを本人確認書類に記載のご住所宛に「転送不要」にて発送します。お申し込み内容に不備がない場合、お申し込み手続き後最短 3～4 日程度（※）でお届けします。

※土・日・祝日を含む場合、交通事情等により発送に時間がかかることがあります。

【iTSCOM スポットでお申し込みの場合】

iTSCOM スポットでお申し込みの場合は、音声プランの nanoSIM カードに限り、その場で SIM カードのお受け取りができます。

【iTSCOM スポット所在地】

● iTSCOM スポットたまプラーザテラス

【営業時間】10：00～20：00（19：00 受付終了）

【定休日】 たまプラーザテラスの休館日および年末年始

【住所】 横浜市青葉区美しが丘 1－1－2 たまプラーザテラスゲートプラザ 2F

● iTSCOM スポット武蔵小杉東急スクエア

【営業時間】10：00～18：00（18：00 受付終了）

【定休日】 武蔵小杉東急スクエアの休館日および年末年始

【住所】 川崎市中原区小杉町 3－4 7 2 武蔵小杉東急スクエア 1F

● iTSCOM スポット南町田グランベリーパーク

【営業時間】11：00～19：00（18：00 受付終了）

【定休日】 グランベリーパークの休館日および年末年始

【住所】 東京都町田市鶴間 3－4－1 グランベリーパークセントラルコート B1

※最新の営業時間は QR コードでご確認ください。



■ SIM カードについて

- 当社で提供する SIM カードには、次の種類があります。ご利用の端末に対応する SIM カードの種類をよくご確認のうえ、お申し込みください。なお、当社で提供する端末とセットでお申し込みの場合は、選択する必要はありません。

標準 SIM（25mm×15mm）

microSIM（15mm×12mm）

nanoSIM（8.8mm×12.3mm）

■ 端末について

【当社で提供する端末について】

- 端末を申し込む場合、音声プランまたはデータ専用プランとあわせてお申し込みください。端末のみでお申し込みすることはできません。
- 端末のメーカー保証期間は、サービス開始日（お客さまへの端末お渡し日／端末未発送日）より 12 ヶ月間となります。
※iPhone（新古品）の場合、メーカー保証はありません。代替として、別途端末保証を用意しています。保証期間は、サービス開始日（お客さまへの端末お渡し日／端末未発送日）より 12 ヶ月間となります。
- 端末により、ご契約可能な通信容量（月間）は、異なります。
- 端末を宅配でお送りする場合、別途手数料がかかる場合があります。
- 本サービスの申し込み時に限り、イッツコム モバイル端末延長保証サービス（保証期間はご利用開始日の属する月から最大 37 ヶ月間）を申し込むことができます。
- 端末の不具合、故障等に関するお問い合わせは、イッツコム モバイル端末延長保証サービスにご加入されている場合は、申し込み時にお知らせする延長保証窓口へ、ご加入されていない場合は、各メーカー（iPhone（新古品）の場合は、メーカー保証窓口ではなく、03-4530-3790（Certified 端末保証受付窓口））にお問い合わせください。
- 【お客さまにて端末をご用意される場合】
- 当社で提供する端末を利用せず、SIM カードのみをお申し込みの場合は、原則、

以下の条件を満たしている端末であれば、本サービスの SIM カードのご利用が可能です。ただし、当社では個別の端末の動作確認や検証は承っておりませんのであらかじめご了承ください。また、正常に動作しないなどの問題が発生した場合も、当社では一切の保証をいたしかねます。

①NTT ドコモの 5G/LTE/3G 通信に対応していること

②SIM ロック等、通信端末に固有の制限がなく、当社の SIM カードの認識が可能なこと

※NTT ドコモが提供する通信端末の場合、SIM ロックの解除は不要です。

※SIM ロック解除が必要な場合、SIM ロック解除に対する費用はお客さま負担となります。

③本サービスでの APN 等の設定が可能で、当該設定から接続を行えること

④技術基準に適合した（技術マークの付いた）端末であること

- KDDI(au)やソフトバンクのスマートフォンについては、通信方式の違いや SIM ロック解除ができないなどの理由から、現在ご利用中の端末を引き続き利用できない場合があります。当社では動作確認は行いませんので、詳しくはご利用中の携帯電話会社の販売店までお問い合わせください。

■ 開通について

- 開通手続きの詳細につきましては、SIM カードに同梱されているご案内をご確認ください。

3・番号ポータビリティについて

■ 番号ポータビリティ転入

- 新規で音声プランをお申し込みの場合、新規に電話番号発行または番号ポータビリティ転入を選択することが可能です。
- 新規で音声プランをお申し込みの場合、現在ご利用中の携帯電話会社の解約手続きについては、お客さまご自身で行っていただく必要があります。
- 現在の携帯電話の契約状況により、現在ご利用中の携帯電話会社に対して解約違約金等が発生する場合があります。
- ご契約時番号ポータビリティ予約番号の取得が必要です。お申し込み時点で有効期限が 8 日以上残っている必要があります。ご契約前に既に取得されていた場合も、改めて取得いただく場合があります。
- 番号ポータビリティ転入の際は、ご利用中の携帯電話会社に登録されているご契約者情報、当社への登録情報、本人確認書類等に記載された情報は、全てが一致している必要がありますのでご注意ください。

※ご利用中の携帯電話会社に登録されているご契約者情報と、当社の登録情報が異なる場合は、本サービスをお申し込み前にご利用中の携帯電話会社側で名義変更を行うことからお申し込みください。

- SIM カード到着後、お客さまより開通依頼のご連絡が必要です。番号ポータビリティ予約番号の有効期限前日の 17 時までに開通手続きが行われない場合は、有効期限前日の 17 時以降に自動的に開通されます。開通後は切り替え前までご利用されていた SIM カードはご利用できなくなります。

■ 番号ポータビリティ転出

- 番号ポータビリティ転出の予約番号発行には 4 日程度かかります。
- 番号ポータビリティ転出の場合、転出手数料は以下の通りです。
・2022 年 6 月 30 日以前にご契約の方は、1,100 円/回線[税込]が発生します。
- 番号ポータビリティ転出を行った月の音声プランの月額利用料や利用中のオプションサービス料等は日割りせず満額請求します。

4・初期設定サポートについて

- 音声プランの新規お申し込みと同時に初期設定サポートをご希望いただいた場合、1 回線につき 1 回のみ無料で以下初期設定項目をご利用いただけます。

【初期設定項目】

- ①番号ポータビリティ回線切り替え
- ②端末 APN 設定
- ③Google（アカウント、Gmail）設定

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

- ④ 当社指定の以下アプリケーションのインストール
セキュリティアプリ/Web フィルタリング/イッツコムかんたんスマホアプリ
(Android のみ) /緊急速報アプリ/LINE
- ⑤ 電話帳の移行
- ⑥ 無線 LAN 接続・設定 (当社インターネット回線)
※データ専用プランをご契約の場合、初期設定サポートの対象外となりますが、同時に
端末の契約がある場合に限り、端末 APN 設定をした状態で発送が可能です。
- 初期設定に伴う操作は、当社スタッフのご案内のもと、原則お客さま自身で行っていただきます。
- すでに Google アカウントをお持ちの場合は事前にご準備ください。
- Wi-Fi モデムのパスワードを事前にご準備ください。
- 他社の端末をご利用になる場合、お客さまご自身にて端末の SIM ロック解除を
事前に行ってください。
- 旧端末の画像データ等の移行や、LINE のトーク履歴等の引き継ぎはお客さまご
自身で行っていただきます。
- 電話帳移行は、当社で提供する端末への移行のみが対象となります。また、端
末によっては実施できない場合があります。

5・ご利用料金について

- 現在当社サービスをご利用中で、イッツコム S I M を追加契約にてお申し込み
いただく場合、お支払い方法はクレジットカードまたは口座振替のどちらかをお選
びいただけます。口座振替の場合は、当社にて 3 か月以上のお支払い実績があ
る場合に限ります。
- 当社サービスをご利用されていないお客さまが音声プランをお申し込みいただく場
合は、クレジットカードでのお支払いに限りです。ただし、当社が認める場合は、ク
レジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができます。
- 音声プランの場合、通話料、SMS 送信料等は、ご利用開始日の属する月から
支払いの対象となります。
※通話料、SMS 送信料の詳細は、イッツコムサービス料金表でご確認ください。

6・オプションサービス

- ご加入後「マイページ (<https://mypage.itscom.net/>)」よりお申し込みくだ
さい。

オプションサービス名		月額利用料[税込]
留守番電話※1		月額 363 円
データ容量追加		1GB あたり 550 円
Norton マルチ デバイスセキュリ ティ※2	ノートン™セキュリティ	月額 627 円
Web フィルタリング (Android 版・Win 版)		220 円/シリアル ID
Web フィルタリング (マルチデバイス 1 台用)		359 円/シリアル ID
Web フィルタリング (マルチデバイス 3 台用)		796 円/シリアル ID

※1. 音声プランでのみご利用可能です。利用開始までお申し込みから最大 6 日かかりま
す。ご加入後のお申し込みは、イッツコムお客さまセンターまでお電話ください。

※2. ソフトウェア 1 つの契約でパソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスを 3 台までご
利用いただけます。

7・ご利用にあたってのご留意事項

- 5G 通信について
- 5G 通信は、5G 通信の利用申し込みのうえ、5G 対応端末で「5G 設定」を有
効にした場合にご利用いただけます。
- 5G 通信の利用申し込みは、イッツコムお客さまセンターまでご連絡ください。
iTSCOM スポット、訪問スタッフでも承ります。
- すでに 5G 対応端末をお持ちのお客さまでも、5G 通信の利用申し込みが無い
場合、5G 通信はご利用いただけません。
- 通信速度は大手携帯電話会社 (ドコモ、au、ソフトバンク等) と必ずしも同等

ではありません。ご利用の場所、曜日や時間帯によって、動画がスムーズに再生
できなかったり、Web ページの表示が遅くなったりするなど、通信速度が低下する
場合があります。

- イッツコム S I M でご利用いただける 5G は、4G (LTE) と一部設備を共用す
る方式のため、通信速度は 4G (LTE) 相当となります。
- 5G 通信エリア内でアンテナピクトに「5G」が表示された場合も、通信時に「4G」ま
たは「LTE」となる可能性があります。

■ 危険 SMS 拒否設定について

- 「危険 SMS 拒否設定」とはフィッシング SMS^{*1} であると NTT ドコモによって判定
された SMS の受信を拒否する機能です。

^{*1}: フィッシング SMS とは、実在する宅配業者や金融機関、ネット通販事業者などを装い
不正なアプリをインストールするよう誘導したり、口座情報やアカウント情報などの個人
情報を盗み出そうとしたりするサイトや電話番号へ誘導する SMS です。

- イッツコム スマホの音声対応 SIM において、危険 SMS 拒否設定を適用してい
ます。
- 契約後に危険 SMS 拒否設定の適用を希望しないお客さまは、別途、ドコモが
提供する「Web 設定」のページにアクセスし、設定変更をお申し込みする必要があります。
その場合には、ご利用端末の接続先設定 (APN 設定もしくはプロフ
イル) の変更が必要となります。ご希望の場合には、FAQ に掲載の方法でご対
応ください。

- 本機能によって料金はかかりません。
- 本機能は、すべてのフィッシング SMS の拒否を保証するものではありません。
- 本機能により拒否された SMS の復旧はできません。
- 本機能は、「SMS 一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはで
きないため、「SMS 一括拒否」または「個別番号受信」を設定すると、自動的に
本機能の適用は解除されます。
- 本機能の適用を解除後に、再度適用させる場合、「Web 設定」の「SMS 拒否
設定」から設定いただけます。ダイヤルでの操作、サービスコードでの操作では本
機能の適用設定を行うことはできません。
- 本機能により検知したフィッシング SMS に関する情報をドコモサーバに蓄積し、匿
名化および統計的なデータに加工したうえで、次に定める目的で利用することが
あります。
 - 1) 本機能における判定精度向上のため
 - 2) フィッシング SMS 送信者および SMS 中継事業者へ是正を求めるため
 - 3) フィッシングサイトへお客さまがアクセスすることを防止するため
 - 4) 携帯電話事業者間でフィッシング SMS に関する対策を行うため
- 上記目的のために、匿名化および統計的なデータに加工したフィッシング SMS に
関する情報を第三者に開示することがあります。

■ 緊急地震速報等について

- 緊急地震速報や J-ALERT 等は、お使いの端末によっては利用できない場合が
あります。

■ NTT ドコモのサービスについて

- イッツコム S I M では i モードやドコモメールなど NTT ドコモが提供する付加サ
ービスを利用することはできません。

■ 契約変更や SIM カードの変更・再発行について

- SIM カードの種類を変更する場合または SIM カードを再発行する場合など、新
しい SIM カードを発行する場合の手数料として 1 契約につき 3,733 円 [税込]
がかかります。
- SIM カードの変更と再発行によって、当社での手続きが完了してからお客さまの
お手元に SIM カードが届くまでの間、当社回線のご利用ができない場合があります。
- プランや通信容量 (月間) を変更する場合、契約変更希望月の前月末日の
前日 17 時までにご連絡ください。

■ 同番再発行について

同番再発行 (SIM カードのサイズを変更し同じ電話番号を引き継ぐ) の場合、
iTSCOM スポットへのご来店、またはご訪問でのお手続きとなります。受け渡しの

記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

際には本人確認が必要です。

■当社が提供するアプリケーションについて

- 当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて「イッツコム かんたんスマホアプリ（Android のみ）」またはソースネクスト社が提供する「セキュリティアプリ」を利用者へ提供します。
- ご利用になる端末は、当社指定の推奨環境下でのみご利用いただけます。
- 利用者は、当社が提供したアプリケーション、その他のソフトウェアを善良なる管理者として注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

■サービスの休止と再開について

- お客さまから SIM カードの盗難・紛失等により回線ごと利用の一時中断（イッツコム S I Mを一時的に利用できないようにすることをいいます）の依頼があった際、依頼を受付してから一定期間後に完了します。なお、一時中断の依頼を受付後、手続き完了までに生じたご利用料金は、お客さまによる利用であるか否かにかかわらず、お客さまの負担といたします。
- SIM カードの再開を希望する場合についても、依頼を受け付けてから一定期間後に完了します。
- イッツコム S I Mの利用の一時中断があっても、イッツコム S I Mのご利用料金は発生します。

■請求について

- 本サービスをご利用可能となった日（SIM カードまたは端末のお渡し日/発送日）をご利用開始日とし、ご利用開始日の翌月分より課金を開始します。なお、SIM カードと端末のお渡し日/発送日の属する月が異なる場合は、SIM カードと端末それぞれのご利用開始日の翌月分より課金を開始します。
- 本サービス以外の当社のサービスのご加入状況により、月額利用料が変更となります。
- 月額利用料の日割り精算は行っておりません。（解約月も月額利用料 1 か月分がかかります）

■解約について

- 解約する場合は、解約希望日の 10 日前までにお申し込みください。毎月末日付で解約となります。なお、解約申込日にかかわらず、解約月の月末までの月額利用料がかかります。（回線処理の状況により解約日の後も SMS 送受信や音声通話等の機能がご利用可能な場合があります。この場合、利用した機能のご利用料金については請求させていただきます。）
- 音声プランまたは端末をご利用されていた場合、以下に定める解約料がかかります。

〔音声プランの場合〕

イッツコム料金表に定める対象サービス品目を利用していない場合	
解約料金	1 か月分の月額利用料相当額/契約

〔端末の場合〕

重要	端末の契約期間はご利用開始日の翌月から 24 か月です。
	解約月によって端末の端末解約料が発生しますのでご注意ください。

※端末のタイプおよび解約料金はイッツコムサービス料金表でご確認ください。

8・免責その他

- 初期の PIN コードは「0000」で設定されています。PIN コードの設定方法はご利用端末の取扱説明書をご覧ください。
- 本サービスの SIM カードをご利用のデータ通信端末には、プライベート IP アドレスが割り振られます。一部アプリケーションについてはご利用いただけない場合があります。
- 端末を変更する際、変更前の端末の契約期間が残っている場合は、残債をお支払いいただき、新たに 24 か月の契約期間が設定されるものとします。
- 契約に関する追加・変更・解約の手続きは、契約者または利用者（利用者として登録されている回線に限ります。）にてお申し込みいただくことができます。また、

契約者以外の方が利用する場合でも、イッツコム S I Mの利用に伴う料金のお支払いは、契約者にご負担いただきます。

- 利用者が本サービスで迷惑メール送信行為などの契約上の義務違反行為を行った場合は、その行為は契約者が行ったものとみなし、利用停止、契約解除、他事業者との迷惑メール送信者情報の交換等は、契約者名義で行います。利用上の管理をお願いします。
- データ専用プランの場合、当社で提供する SIM カードには、SMS（ショートメッセージ）機能はございません。
- 当社が提供する SIM カードに登録されている回線識別番号その他の情報をお客さまにより読み出し、変更し、消去を行ったことにより損害が生じた場合、当社は一切その責任を負うことができません。
- 当社または NTT ドコモのシステムメンテナンス時は、一部または全てのサービスがご利用いただけない場合があります。
- 本サービスの国外でのご利用は、音声通話（国際ローミング）のみでデータ通信はご利用いただけません。
- 一部の端末でテザリングができません。
- 一部の端末でアンテナビクトが表示されないまたは「圏外」と表示される場合があります。
- 当社で定める通信量を超過した場合、または連続したデータを送受信した場合における速度制限によって生じた損害について、当社は一切その責任を負うことができません。
- 天災地変時には、修理・故障等のサポート対応に時間がかかる場合があります。

■国際通話や国際ローミングの利用制限について

- 国際通話や国際ローミングには以下の利用停止目安額を設定しています。お客さまにて利用停止目安額の変更はできません。
 - ・国際通話（2 万円）
 - ・国際ローミング（5 万円）
- サービス運用上の都合により、利用停止目安額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。また利用停止目安額を超過して利用した場合、その理由にかかわらずその利用により発生した料金の減免はいたしません。
- お客さまにご請求する通話料が平均的なユーザの利用実績またはお客さまの利用実績と比較して、著しく高額となっていることが確認された場合、当社はお客さまに対してご利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は、ご利用の回線を当月の月末まで停止することがあります。
- 国際通話、国際ローミングは、初期状態で有効であり無効にはできません。

■その他割引きについて

- 音声プラン（0 G Bを除きます。）をご利用で、「ひかり お得パック・お得パック」もしくは「ケーブルインターネットサービス 集合 2 年コース」、「イッツコムひかり インターネットサービス マンションタイプ 2 年コースまたはホームタイプ 2 年コース」をご契約の場合、お得パックもしくはインターネットサービスのご利用料金から 220 円割引かれます。割引額の上限は 1 世帯につき 220 円までとします。音声プランを複数回線ご契約いただいても割引きはいたしません。割引きの開始月は、対象のコースおよび音声プランのうち、利用開始日がもっとも遅くに到来するサービスの利用開始日が属する月の翌月からとなります。

9・プレフィックス番号が利用できる国・地域について

- 通話先電話番号の前にプレフィックス番号（0077-502）をつけて発信する国際通話が利用できる国・地域は、246 の国・地域となります。詳しくは QR コード、または当社ホームページでご確認ください。
 - ※プレフィックス番号をつけず発信することで、国際通話の割引通話対象国・地域以外にも発信は可能です。



ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款

第1章 イッツコム SIMに関わる共通事項

第1条 (約款の適用)

- イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法およびその他の法令の定めに従い、株式会社ケーブルテレビ品川（以下「ケーブルテレビ品川」といいます。）エリアにおいて、ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、別に定めるイッツコム SIM契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）により、イッツコム SIM（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。
- （1）ケーブルテレビ品川の提供するサービスの契約が無い場合
 - （2）ケーブルテレビ品川の月額利用料の発生しないサービスのみ契約の場合
 - （3）ケーブルテレビ品川の提供するしがなわ データSIMのみ契約の場合
3. 本サービス、基本サービス（以下あわせて「本サービス等」といいます。）いずれの提供を受ける加入者についても、本約款第1章に定める事項は適用されるものとします。
4. 基本サービスの提供を受ける加入者については、本約款第2章に定める事項は基本サービス約款を優先して適用するものとします。

第2条 (約款の変更)

- 当社は、第3条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。
2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条 (用語の定義)

用語	用語の意味
申込者	本サービス等の利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、本サービス等を利用する者
利用契約	本約款に基づき、当社から本サービス等の提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
ドコモ等	株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）および株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）の総称
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（電気通信事業法第9条の登録を受けた者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
無線基地局設備	端末との間で電波を送り、または受けるためのドコモ等の電気通信設備
加入者回線	当社との契約に基づいて無線基地局設備と加入者が指定する端末との間に設定される電気通信回線
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にバケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社またはドコモ等が必要に応じ設置する電気通信設備
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
インターネット接続サービス	バケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
ドコモ通信網	ドコモ等により提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式またはDS-SSMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を使用して行う電気通信サービス
機器	本サービス等の利用にあたって使用するSIMカード、端末および付属品の総称
イッツコム SIM	ドコモ通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するサービス
端末	本約款に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
回線識別番号	加入者回線を識別するための各種識別番号
SIMカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービス等の提供のために加入者に貸与するICカード
一時中断	回線識別番号を他に転用することなく本サービス等を一時的に利用できないようにすること
料金	本サービス等に関し、加入者がケーブルテレビ品川または当社に対し支払うべきケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM料金表（以下「料金表」といいます。）に定める対価
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に、個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条 (提供区域と提供条件)

- 本サービス等は、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款および5Gサービス契約約款におけるサービス提供区域において行うことができますものとします。
2. 前項にかかわらず、利用契約を申し込み場合に限り、申込者および利用者の住所または所在地は、当社が特に認める場合を除き、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるサービスエリアに限られるものとします。
3. ケーブルテレビ品川の契約において、月額利用料の発生しないサービスのみを利用している場合、およびしがなわ データSIMのみを利用している場合は、本サービスを申し込みすることはできないものとします。

第5条 (利用契約の申し込み、成立、利用開始日)

申込者は、当社所定の利用申込書により当社に本サービス等の利用申し込みを行うものとします。また、申込者の本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の

- 不正な利用防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）（平成17年法律第31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の申込者を特定する情報の確認を行うことをいいます。）書類を当社に提出するものとします。なお、申込者と利用者が異なる場合は、あわせて当該利用者の本人確認書類を当社に提出するものとします。
2. 利用契約は、当社が当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。
3. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
4. 利用契約成立後、機器の引き渡しもしくは発送が行われた日または本サービス等が利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。ただし、番号ポータビリティで申し込みをする場合に限り、加入者から当社に開通依頼の請求があった日とします。加入者からの請求がない場合は、当社が指定した日とします。
5. 第14条（利用申込書記載事項の変更）の規定により特定のサービス品目または端末が変更または追加されたときは、当該サービス品目および機器の引き渡しまたは発送が行われた日を利用開始日と定めます。

第6条 (申し込みの承諾)

- 当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取り扱い上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

第7条 (利用契約の不成立)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
- （1）申込者が本サービス等の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - （2）申込者が料金の支払い等で契約上の義務を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - （3）申込者である個人が未成年の場合
 - （4）申込者が成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人であり、それぞれ保佐人または補助人の同意を得ていない場合
 - （5）一定期間内に同一の申込者または世帯からの複数申し込みがあった場合
 - （6）申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - （7）申込者もしくは申込者と同一世帯とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に応じられない場合
 - （8）その他、契約締結が不適切である、あるいは、ドコモ等がその契約の申し込みを承諾しない場合
2. 前項により本サービス等の利用契約の申し込みを承諾しない場合、当社は、申込者に対し当社所定の方法により通知するものとします。
3. 利用契約の締結後に加入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、加入者の了解を得ないで利用契約を解除することができるものとします。

第8条 (オプションサービスの申し込みおよび利用開始日)

- 加入者は、利用するサービスでオプションサービスがある場合、オプションサービスを申し込むことができますものとします。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第5条（利用契約の申し込み、成立、利用開始日）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。
2. 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込みすることはできません。なお、申し込みの条件については、第34条（オプションサービス種目）または基本サービス約款第5条（オプションサービス種目）に定める通りとします。
3. 当社は、第7条（利用契約の不成立）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
4. 第1項において、当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した場合、および、第5条（利用契約の申し込み、成立、利用開始日）第1項の規定により、加入者がサービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、第5条（利用契約の申し込み、成立、利用開始日）第4項に規定する本サービス等の利用開始日を当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第9条 (オプションサービスの解約)

- オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。
2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第16条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第17条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により本サービス等が終了した場合、前項の規定にかかわらず、本サービス等の利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものととして取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

第10条 (オプションサービスの停止)

- 当社は、第24条（当社が行う本サービス等提供の停止）第1項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止または解除することがあります。なお、加入者の希望によるオプションサービスのみの停止を行うことはできません。
2. 加入者は、前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第11条 (オプションサービスの休止)

- 当社は、第25条（当社が行う本サービス等提供の休止）第1項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条 (オプションサービスの廃止)

- 当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、オプションサービスを廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとし、この日をオプションサービスの提供終了日と定めます。
2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第13条 (オプションサービスにおける約款の適用)

オプションサービスに關しては、第8条（オプションサービスの申し込みおよび利用開始日）から本条の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関してはそれ以外の条項に準じて取り扱うものとします。

第14条 (利用申込書記載事項の変更)

- 加入者は、利用申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。また、利用者が変更となる場合、加入者は当社にその旨を通知するものとします。
2. 加入者は、利用申込書記載のサービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。

ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款



3. 加入者は、加入者が機器を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の機器の解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
4. 当社は、第7条（利用契約の不成立）の規定に準じ、前三項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
5. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日と、原則として当該契約変更日とします。ただし、次項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
6. 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第15条（名義変更および権利譲渡等）

- 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合にはその限りではありません。
- （1）加入者の改称
 - （2）承継
 - （3）譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
 3. 前二項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。
 4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。
 5. 加入者は、名義変更による場合を除き、本サービス等の提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

第16条（加入者が行う利用契約の解約）

- 加入者は、利用契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社所定の方法により当社に申し出るものとします。ただし、料金は解約日の属する月の末日まで支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービス等の提供終了日と定めます。
 3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第17条（当社が行う利用契約の解除）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除することができるものとします。
- （1）第24条（当社が行う本サービス等提供の停止）第1項の規定により本サービス等の利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - （2）加入者または第21条（料金の支払い等）第6項に定める第三者が本約款に定める料金等の支払い義務を怠った場合
 - （3）その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービス等の提供が困難な場合
2. 当社は、加入者が第24条（当社が行う本サービス等提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービス等の提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
 3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービス等の提供終了日と定めます。

第18条（機器）

- 加入者は、料金表に定める機器購入費を支払うことで当社より機器を購入することができます。この場合、第21条（料金の支払い等）第5項に定める料金の支払いが完了されたときに、加入者に所有権が移るものとします。
2. 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
 3. 加入者は、当社が提供する専用SIMカード以外のSIMカードを使用して本サービス等を利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。

第19条（ユーザIDおよびパスワードの管理）

- 当社は利用契約の成立に伴い加入者にユーザIDを付与するものとし、加入者は当該ユーザIDにパスワードを設定するものとします。
2. 加入者は、ユーザIDおよびパスワード（以下「ユーザID等」といいます。）を適切に管理するものとし、ユーザID等を第三者に貸与、譲渡および売買することにはできないものとします。
 3. ユーザID等を第三者に不正使用された事実を知り得た場合には、加入者は、ただちに当社に通知するものとします。
 4. 前項に定める事実ならびに管理不十分および使用上の過誤に起因する損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。
 5. 加入者は、利用契約を解約または解除した場合、当社にユーザIDを返還するものとします。
 6. ユーザIDを使用し、マイページを利用する場合、加入者の利用していないサービス品目に関する機能は利用できません。

第20条（料金）

- 料金は、料金表に定める通りとします。
2. 本サービス等の月額利用料については、第5条（利用契約の申し込み、成立、利用開始日）に定める利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または提供終了日の属する月の末日まで、料金表に定める月額利用料をケーブルテレビ品川に支払うものとします。なお、月額利用料は課金開始日時点のサービス品目の金額が適用されるものとします。
 3. 第34条（オプションサービス種目）または基本サービス約款第5条（オプションサービス種目）に定めるオプションサービスの月額利用料については、第8条（オプションサービスの申し込みおよび利用開始日）に定める利用開始日の属する月の初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または提供終了日の属する月の末日まで、料金表に定める月額利用料をケーブルテレビ品川に支払うものとします。ただし、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込み場合は、利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とし、月額利用料を支払うものとします。
 4. 前二項の定めに関わらず、次の各号に該当する加入者は、料金表1. 1. イッツコムSIM（1）月額利用料の「B」が適用され、前二項に定める月額利用料は当社に支払うものとします。
 - （1）ケーブルテレビ品川の提供するサービスの契約が無い場合
 - （2）ケーブルテレビ品川の月額利用料の発生しないサービスのみ契約の場合
 - （3）ケーブルテレビ品川データSIMのみ契約の場合
 5. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金を改定することがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第21条（料金の支払い等）

- 加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金）で規定する料金を、ケーブルテレビ品川または当社が指定する期限（金融機関が休日の場合には翌営業日、以下同様。）までにケーブルテレビ品川または当社所定の方法で、ケーブルテレビ品川または当社に支払うものとします。なお、料金は、月単位で支払われるものとし、日割り計算による精算はしないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第17条（当社が行う利用契約の解除）の規定に基づき契約が解除された場合、料金を契約解除日の属する月の末日まで支払うものとします。
 3. 第1項の期間中に、停止等により本サービス等を利用することができない状態が生じた場合の料金の

支払いは、次の各号によるものとします。

- （1）第24条（当社が行う本サービス等提供の停止）の規定により、当社が本サービス等の提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとし、ます。
- （2）第25条（当社が行う本サービス等提供の休止）の規定により、当社が本サービス等の提供の休止を行った場合における当該休止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとし、ます。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービス等を全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、加入者がSIMカードの盗難・紛失その他の事由により本サービス等の提供の一時的中断を行った場合も、その期間中継続して料金を支払うものとします。
5. 加入者は、販売価格を、ケーブルテレビ品川または当社が指定する期限までにケーブルテレビ品川または当社所定の方法によりケーブルテレビ品川に支払うものとします。ただし、次の各号に該当する加入者は、当社に支払うものとします。
 - （1）ケーブルテレビ品川の提供するサービスの契約が無い場合
 - （2）ケーブルテレビ品川の月額利用料の発生しないサービスのみ契約の場合
 - （3）ケーブルテレビ品川の提供するしながわデータSIMのみ契約の場合
6. 加入者は、ケーブルテレビ品川または当社の承諾を得た上で、料金を第三者に支払わせることができるものとします。
7. 料金は消費税等相当額を含むものとします。また、消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、料金等が発生する日の属する月のものが適用されるものとします。なお、料金の金額計算で1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てたものとします。
8. 本サービス等については、当社が別途定める場合を除き、原則クレジットカードで支払うものとします。
9. 端末（スマートフォン）を利用する加入者は、利用開始日の属する月の翌月から24ヵ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、料金表に定める解約料金をケーブルテレビ品川に支払うものとします。ただし、次の各号に該当する加入者は、当社に支払うものとします。また、次の各号に該当する加入者が、利用開始日の属する月の翌月から12ヵ月以内に利用契約を解約する場合、料金表に定める解約料金を当社に支払うものとします。
 - （1）ケーブルテレビ品川の提供するサービスの契約が無い場合
 - （2）ケーブルテレビ品川の月額利用料の発生しないサービスのみ契約の場合
 - （3）ケーブルテレビ品川の提供するしながわデータSIMのみ契約の場合

第22条（遅延損害金）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算により算出。）の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまでケーブルテレビ品川または当社に支払うものとします。

第23条（料金等の利用明細等）

- 加入者は、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。
2. 加入者は、請求書の発行を希望する場合は別表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

第24条（当社が行う本サービス等提供の停止）

- 当社は、次の各号の場合には、本サービスの提供等を停止することがあります。
- （1）本約款に定められた月額利用料等本サービス等に依る料金の支払いを怠った場合、または意図的におそれがある場合
 - （2）当社に虚偽の届け出をしたことが判明した場合
 - （3）第19条（ユーザIDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
 - （4）第61条（禁止事項）または基本サービス約款第39条（禁止事項）の規定に違反した場合
 - （5）前各号のほか、本約款に違反する行為、および本サービス等に関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼる、もしくはそのおそれのある行為を行った場合
2. 前項の規定により、本サービス等の利用を停止する場合は、緊急等やむを得ない場合を除き、当社は事前に加入者に通知します。

第25条（当社が行う本サービス等提供の休止）

- 当社は、次の各号の場合には、本サービス等の提供を休止することがあります。
- （1）他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、本サービス等の提供が困難になった場合
 - （2）天災地変等の不可抗力
 - （3）当社以外のドコモ等がサービス等の提供を中止することにより、本サービス等の提供が困難あるいは不可能になった場合
 - （4）その他の事由により、本サービス等の提供が困難であると当社が判断した場合
2. 前項の規定により本サービス等の利用を休止する場合、当社ホームページ上の掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第26条（損害賠償の免責および特約事項）

- 当社が、第24条（当社が行う本サービス等提供の停止）、第25条（当社が行う本サービス等提供の休止）、第29条（本サービス等の廃止）の規定により、本サービス等の提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社およびドコモ等は一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、天災地変、通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰することのできない事由により本サービス等が利用できなかったことに対して、その責任を負わないものとします。
 3. 加入者が本サービス等または本サービス等を介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、加入者は、当事者間でこれを解決し、当社およびドコモ等は一切の迷惑をおよぼさないものとします。ただし、加入者が本サービス等の利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
 4. 第15条（名義変更および権利譲渡等）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社およびドコモ等は一切責任を負わないものとします。
 5. 加入者が、第19条（ユーザIDおよびパスワードの管理）第2項、第37条（加入者の維持責任）第1項または基本サービス約款第11条（加入者の維持責任）第1項、第60条（機密保持）第1項または基本サービス約款第38条（機密保持）第1項、第61条（禁止事項）または基本サービス約款第39条（禁止事項）、第63条（著作権等）または基本サービス約款第41条（著作権等）について、過失、不正、違法行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
 6. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
 7. 当社が規定する範囲を超えて機器を使用したことに起因し加入者または加入者が損害を被った場合、当社およびドコモ等は一切責任を負わないものとします。
 8. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより、加入者または第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しないものとします。
 9. 当社は、本約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。
 10. 当社は、加入者が本サービス等を利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何等の責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何等の責任を負わないものとします。
 11. 当社は、電波状態に起因し、本サービス等の利用により送受信された情報等が破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。
 12. 第16条（加入者が行う利用契約の解約）および第17条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
 13. 当社が、第44条（通信速度）または基本サービス約款第18条（通信速度）、第46条（通信利用の制

限)または基本サービス約款第20条(通信利用の制限)、第47条(通信の利用を制限する措置)または基本サービス約款第21条(通信の利用を制限する措置)、第48条(国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置)または基本サービス約款第22条(国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置)の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第27条 (個人情報)

- 当社は、加入者の個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は、加入者の個人情報を別途オンライン上に掲示する利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。
5. ケーブルテレビ品川の提供するサービスを契約している場合、次の通り当社からケーブルテレビ品川へ情報を提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

提供する情報	提供目的
料金支払方法等の請求に関わる情報	当社からケーブルテレビ品川への請求代行業務のため
本サービスの等の契約内容および当社サポートの対応情報	ケーブルテレビ品川とことんサポート対応のため

第28条 (反社会的勢力の排除)

- 加入者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は利用契約を解除することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
- (5) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
- (6) その他前各号に準ずる行為
3. 加入者または当社は、第1項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解除することができるものとします。

第29条 (本サービス等の廃止)

- 当社は、当社の都合により本サービス等を廃止する場合があります。この場合、利用契約は廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービス等の提供終了日とします。
2. 当社は、都合により本サービス等の一部を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第14条(利用申込書記載事項の変更)第2項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとします。
3. 当社は、前二項の場合には、本サービス等を利用する日の3か月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービス等を廃止する旨を告知します。

第30条 (国・法への準拠)

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

第2章 ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIMの提供に関わる共通事項

第32条 (本サービスの内容)

- 当社は、ドコモ等が提供するドコモ通信網を介してイッツコム SIMを利用して音声通話またはデータ通信を行う電気通信サービスを提供するものとします。
2. 本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。

サービス品目
音声プラン (50GB)、音声プラン (30GB)、音声プラン (20GB)、音声プラン (10GB)、音声プラン (6GB)、音声プラン (3GB)、音声プラン (0GB)

3. 前項のサービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができるものとします。

標準機能
音声通話 (国際通話、国際ローミングを含みます。)、データ通信 (SMS送信を含みます。)、メールアドレス (5個)、どこでもメール、メールウイルスチェック、迷惑メールチェック、セキュリティアプリ

- ※緊急地震速報やJ-ALERT等は、使用する端末によっては利用できない場合があります。
4. 音声プランには次のコースがあります。
- (1) 基本コース
通話時間により料金表に定める通話料がかかります
- (2) 10分かけ放題コース
回数にかかわらず、一部を除き、国内通話に限り通話時間10分以内の料金はかかりません。通話時間が10分以上の場合、料金表に定める通話料がかかります
- (3) かけ放題コース
一部を除き、一般の国内通話に限り通話料金はかかりません
5. 第2項のサービス品目は、次のいずれかのSIMカードを利用するものとします。
- (1) 標準SIM
- (2) micro SIM
- (3) nano SIM
6. 第2項のサービス品目と端末は、音声プランと端末(スマホタイプ)の組み合わせで利用するものとします。
7. 本サービスの提供に際し、加入者は、5G通信機能を持つ端末を使用することができます。ただし、5G通信の利用には利用申し込みが必要です。なお、5G非対応の端末で利用申し込みをした場合、通信ができなくなる可能性があります。また、5G通信の利用申し込みをして5G端末を使用する場合は、

- 3Gサービスの利用はできません。
8. メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールの送受信時に当該メールに含まれるウイルス(以下「メールウイルス」といいます。)について、当社がその時点で妥当と判断する基準(以下、本項において「ウイルスメール基準」といいます。)に基づき、当社サーバにてメールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。ただし、その時点で当社のウイルスメール基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルス、およびメール以外の手段により頒布されるウイルスによってメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。また、当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール(添付ファイルを含みます。)の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。
9. 迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。また、迷惑メールと判別されたメールの一部(件名、その他)に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。ただし、当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。
10. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第33条 (利用契約の単位と期間)

- 当社は、次の通り回線識別番号1番号毎に、1件の利用契約を締結するものとします。
- | 利用契約 | 回線識別番号 | SIMカード | 端末 |
|------------------|--------|--------|----|
| 「SIMカード」のみの場合 | 1番号 | 1枚 | — |
| 「SIMカード」＋「端末」の場合 | 1番号 | 1枚 | 1台 |
2. 加入者は、1世帯につき原則として、第32条(本サービスの内容)第2項に定める音声プランの利用契約を最大5つ申し込むことができるものとします。ただし、法人の場合、音声プランを申し込むことはできないものとします。また、利用者による本サービスの利用は、加入者による利用とみなし、利用者は加入者と同じ責を負うものとします。
3. 加入者は、端末を音声プランとあわせて申し込むものとし、端末単体で申し込むことはできないものとします。
4. 契約期間は、次の通りに定めるものとします。
- (1) 「SIMカード」のみの利用契約の場合
第5条(利用契約の申し込み、成立、利用開始日)第3項に定めるサービス品目の利用開始日が属する月(以下「利用開始月」といいます。)の翌月から12ヵ月間とします。
- (2) 「SIMカード」＋「端末」の利用契約の場合
「SIMカード」は前号の規定を準用するものとし、「端末」は利用開始月の翌月から24ヵ月間とします。
5. 前項いずれの利用契約の場合も、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
6. 「SIMカード」＋「端末」の利用契約の場合、端末について、25ヵ月目以降加入者は無料で継続して端末を利用できるものとします。なお、加入者が端末の利用を終了する場合、かつ、端末が不要である場合には、当社へ端末を返還できるものとします。
7. 「SIMカード」＋「端末」の利用契約の場合、端末について、利用開始月の翌月から25ヵ月目以降、加入者は、希望により第14条(利用申込書記載事項の変更)に基づき、端末の変更または追加を請求することができます。この場合、変更または追加した端末について、前項の規定を準用するものとします。ただし、第21条(料金の支払い等)第1項の規定により解約料金を支払う場合は、利用開始月の翌月から24ヵ月以内の場合であっても、端末の変更または追加を請求することができるものとします。

第34条 (オプションサービス種目)

本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目(以下「オプションサービス種目」といいます。)は、次の通りとします。

オプションサービス種目
留守番電話、データ容量追加、Web フィルタリング、Norton マルチデバイスセキュリティ

2. 留守番電話は、加入者により当社が定める方法で申し込みのあった日よりご利用開始までに最大6日間かかります。なお、ご利用開始当月内の解約はできません。

3. 加入者は、利用者が18歳未満の場合、「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に従い、原則としてWeb フィルタリングを申し込むものとします。

4. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知または告知するものとします。

5. Web フィルタリングを利用する加入者は、Web フィルタリングにより、指定した特定の分野に属するWeb ページ、および特定のWeb ページの閲覧ができないよう設定を行うことができます。当社は、当社の定める方法により利用の申し込みを行い、使用許諾契約に同意したWeb フィルタリングを利用しようとする加入者にシリアルIDを発行します。Web フィルタリングを利用しようとする加入者は、当社の定める方法により、シリアルIDを用いてソフトウェアを当社よりダウンロードし、端末にインストールすることにより、Web フィルタリングを利用するものとします。加入者は、シリアルIDを1Dと同様に取り扱うものとします。

6. Norton マルチデバイスセキュリティで利用できるソフトウェアは、ノートン®セキュリティとし、加入者は複数申し込みができるものとします。Norton マルチデバイスセキュリティを利用しようとする加入者は、当社およびソフトウェア開発企業の方法により、利用の申し込みを行い、ソフトウェアをダウンロードし、使用許諾契約に同意した上で端末にインストールを行うことにより、Norton マルチデバイスセキュリティを利用するものとします。Norton マルチデバイスセキュリティで利用できるソフトウェアに起因する不具合のサポートは、ソフトウェア開発企業が行うものとし、その不具合によって損害が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。Norton マルチデバイスセキュリティの複数のソフトウェアを利用する加入者は、第9条(オプションサービスの解約)の規定に則り、一つのソフトウェアのみを利用解除することができるものとします。

第35条 (回線識別番号)

- 回線識別番号は、加入者回線毎に当社が定めるものとします。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線識別番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知するものとします。
4. 加入者は、番号ポータビリティによる申し込みを希望する場合、その旨を当社に通知するものとします。番号ポータビリティの契約者情報および本人確認書類に記載された情報が一致しない場合、番号ポータビリティの申し込みを承諾しない場合があります。

第36条 (加入者が行う本サービス提供の一時中断)

- 当社は、加入者からSIMカードの盗難・紛失その他の事由により本サービス提供の一時中断の請求があったときは、当社所定の方法により行うものとします。
2. 前項に基づき、一時中断を受けた加入者が、当該一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金を支払うものとします。
4. 一時中断および一時中断解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関わらず、加入者の負担とします。

第37条 (加入者の維持責任)

加入者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件(昭和60年郵政省令第31

- 号)等に適合するよう維持するものとします。
2. 前項の規定のほか、加入者は、端末を、無線設備規則に適合するよう維持するものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第 38 条 (加入者の切分責任)

加入者は、端末設備または自営電気通信設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

第 39 条 (修理または復旧)

当社は、当社の提供した電気通信設備が故障または滅失した場合において、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 46 条 (通信利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って同条第 1 項に規定する機関の電気通信設備を修理し、または復旧するものとします。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関に提供されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

2. 当社またはドコモ等の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

第 40 条 (修理または復旧の場合の暫定措置)

当社は、当社またはドコモ等の電気通信設備を修理または復旧するときは、一時的にその回線識別番号を変更することがあります。

第 41 条 (回線識別番号その他の情報の登録等)

- 当社は、当社の貸与する S I Mカードに回線識別番号その他の情報の登録を行います。
2. 当社は、前項の規定によるほか、第 35 条 (回線識別番号) 第 2 項または前条 (修理または復旧の場合の暫定措置) の規定により回線識別番号を変更する場合は回線識別番号等の登録を行います。

第 42 条 (S I Mカードの管理責任)

- S I Mカードの貸与を受けている加入者は、その S I Mカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. S I Mカードの貸与を受けている加入者は、S I Mカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 当社は、第三者が S I Mカードを利用した場合であっても、その S I Mカードの貸与を受けている加入者が利用したものとしなす。
4. 当社は、S I Mカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 43 条 (電波伝播条件による通信場所の制約)

加入者回線との間の通信は、第 4 条 (提供区域と提供条件) に定める提供区域内に限り行うことができるものとします。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビル陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第 44 条 (通信速度)

- 当社が提供する本サービスにおいては、実際の通信速度は、接続状況、加入者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、加入者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 本サービスはベストエフォート型通信サービスであり、当社は通信速度を保証しません。ネットワーク区間における技術的な制約により通信速度が制限される場合があり、当社はその速度を保証しません。
3. 加入者が料金表で規定する 1 か月間で利用可能な通信容量 (前月からの繰り越し分を含みます。) を超過した場合は、通信速度を制限する場合があります。
4. その他、ご利用状況により通信速度を制限する場合があります。

第 45 条 (インターネット接続サービスの利用)

- 加入者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、当社の責に帰すべき事由を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 46 条 (通信利用の制限)

当社またはドコモ等は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなかった場合は、電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。) 第 55 条および第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、次に掲げる機関以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。この場合、当社は、本サービスの提供を休止することがあります。

機関名
・気象機関 ・水防機関 ・消防機関 ・災害救助機関 ・秩序の維持に直接関係がある機関 ・防衛に直接関係がある機関 ・海上の保安に直接関係がある機関 ・輸送の確保に直接関係がある機関 ・通信役務の提供に直接関係がある機関 ・電力の供給の確保に直接関係がある機関 ・水道の供給の確保に直接関係がある機関 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関 ・選挙管理機関 ・新聞社等の機関 ・金融機関 ・その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関

第 47 条 (通信の利用を制限する措置)

- 前条 (通信利用の制限) の規定による場合のほか、当社またはドコモ等は、加入者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。
- (1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の加入者回線等への通信の利用を制限

すること

- (2) パケット通信を行うために設定された加入者回線を一定時間以上継続して保留し当社またはドコモ等の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障をおよぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること
- (3) 特定の加入者回線に一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、当該加入者回線からの通信の利用を制限または中止すること
- (4) 加入者が、約款に定める禁止事項に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと
2. 前項の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、本サービスの提供を停止または休止することがあります。また、第 33 条 (利用契約の単位と期間) の規定に関わらず、利用契約を解除することができるものとします。

第 48 条 (国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置)

- 国際通話および国際ローミングの利用を制限するための利用停止目安額は、料金表に定めるものとし、加入者は、当該利用停止目安額は変更することはできないものとします。
2. 前項にかかわらず、サービス適用上の都合により、本利用停止目安額を超過しても直ちに利用停止されない場合があります。その場合、停止しない事由にかかわらず、当該超過した料金は減免しないものとします。
3. 加入者の平均的な利用実績または利用実績と比較して著しく高額である場合、加入者の利用状況の確認をすることがあります。なお、加入者の確認が取れない場合、利用の回線を一時的に停止することがあります。

第 49 条 (端末設備に異常がある場合等の検査)

- 当社は、加入者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
2. 当社の係員は、第 1 項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 加入者は、第 1 項の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を取りやめるものとします。
4. 本条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

第 50 条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

- 加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、前条 (端末設備に異常がある場合等の検査) の規定に準じて取り扱うものとします。
2. 本条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営電気通信設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

第 51 条 (端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等)

端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等については、以下に定める規則によるものとします。

技術基準等
端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)

2. 本条に規定する技術基準等に適合している認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかった場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第 52 条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)

- 加入者は、加入者回線に接続されている端末について、電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) の規定に基づき、ドコモ等が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) に適合するよう修理等を行うものとします。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。
3. 加入者は、前項の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を中止するものとします。
4. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第 53 条 (端末設備の電波法に基づく検査)

- 前条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) に規定する検査のほか、端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) 第 2 項および第 3 項の規定に準ずるものとします。
2. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第 54 条 (自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)

- 端末について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第 52 条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) の規定に準ずるものとします。
2. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第 55 条 (自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

- 端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、第 53 条 (端末設備の電波法に基づく検査) の規定に準ずるものとします。
2. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第 56 条 (セキュリティアプリの内容と免責事項)

- セキュリティアプリを利用しようとする加入者は、当社およびソフトウェア開発企業の定める方法により、利用の申し込みを行い、ソフトウェアをダウンロードし、使用許諾契約に同意したうえで端末にインストールを行うことにより、セキュリティアプリを利用するものとします。
2. セキュリティアプリは、当社が定める推奨環境下でのみ利用することができるものとします。
3. セキュリティアプリを利用しようとする加入者は、セキュリティアプリを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第 57 条 (危険 SMS 拒否設定と免責事項)

- 加入者は、イッツコム スマホ (イッツコム S I M 音声プラン) において、ドコモが提供する危険 S M S 拒否設定 (フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な S M S を自動で拒否する機能を提供するもの) が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、加入者は、危険 S M S 拒否設定の適用後、別途当社が定める方法により、設定の適用を任意で変更することが可能です。
2. 危険 S M S 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。
- (1) イッツコム スマホ (イッツコム S I M 音声プラン) の利用開始日に自動適用されます。
- (2) 「S M S一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。
3. 当社は、危険 S M S の判定精度のほか、危険 S M S 拒否設定の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証をするものではなく、その利用による S M S の損失等、危険 S M S 拒否設定を利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

第 58 条 (通信の秘密)

- 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条 (令状による差し押え・捜査・検証) その他同法の定めに基づく強制的

処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとし
ます。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会
権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、加入者の通信の
照会に応じることができるものとします。

第59条（サイバー攻撃への対処）

当社は、当社または加入者の電気通信設備に対するサイバー攻撃へ対処を行うため、次に掲げる事項
の全部または一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容さ
れる場合に限りです。

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通
信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構
が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作ら
れた記録に係る記録媒体を通じて電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機
能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において
同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー
攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当
該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタ
ンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

(2) 加入者が、C&Oサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、
DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知するこ
と。なお、加入者は、本サービスを利用している間いつでも、加入者の選択により、かかる検
知および遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第60条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後と
いっても相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制的
処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとし
ます。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会
権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会
に応じることができるものとします。

4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委
託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第61条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとしま
す。

(1) 機器の改変行為

①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する、またはそのおそれのある行為。加入者が
当社から購入した機器を譲渡・質入れする行為

②当社から貸与した機器を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれ
のある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護が必要があるとき
、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、こ
の限りではありません。

③不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

(2) 当社の承諾のないサービスの利用行為

①本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為

②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為

③本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

(3) ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

①ソフトウェア、コンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェア
の内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、
逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為

②ソフトウェア、コンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更
を加える行為、またはそのおそれのある行為

③ソフトウェア、コンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲
渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為

(4) 違法・有害情報に関する行為

①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそ
れのある行為

②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するお
それのある行為

③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差
別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結
びつくおそれの高い行為

⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信
または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表
示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承
認医薬品等の広告を行う行為

⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行
う行為

⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為

⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある
行為

⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通
念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行
為

⑭第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行
為、または与えるおそれのある行為

⑮本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、
脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為

⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念
上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等
を紹介するなどの行為

⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目
的のリンクをはる行為

㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱
したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長
する行為

㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行
為

(5) その他

①その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為

②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第62条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第
三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由
で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまた
はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します

(2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します

(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します

(4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、ま
たは第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては
自己責任の原則が尊重されるものとします。

第63条（著作権等）

本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当
社および関係する権利保有者に帰属するものとします。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に
無断で、複製、改変、審判、転送等することはできないものとします。

本約款に関する付則

(1) 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

(2) 本約款は、2024年11月1日より施行します。

●音声プランにおける初期設定サポートに関する特約

加入者が第32条（本サービスの内容）に定めるサービス品目「音声プラン」の利用契約と同時に初期
設定サポートを申し込む場合、本特約を適用するものとします。

1. (適用条件)
- (1) 回線識別番号1番号に対して、1回のみ利用できるものとし、複数回利用できないものと
します。
- (2) 初期設定サポートの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできないものとします。
- (3) 初期設定サポートを利用する加入者は、設定に必要な情報を当社の求めに応じて提供し、
当社または当社の業務委託先がこれらを利用するものとします。また、当社または当社の
業務委託先から指定された操作を、原則初期設定サポートを利用する加入者自身が行うも
のとなります。
2. (初期設定サポートの内容)
- 当社は、初期設定サポートとして、番号ポータビリティ回線切り替えの作業と、料金表に定める
「安心安全サービス 訪問サポート費」の以下の作業を無料で提供するものとします。
- (1) イッツコム SIM作業内容
- ・端末APN設定
 - ・Google関連設定
 - ・当社指定のアプリケーションのインストール
 - ・電話帳移行
 - ・LINE移行
 - ・データ移行
- (2) インターネットサービス作業内容
- ・スマートフォンの無線LAN接続・設定（ケーブルテレビ品川回線）
 - ・メールソフト設定（当社のメールアドレス取得）
3. (免責)
- (1) 当社は、本特約に定める初期設定サポートの正確性、有用性、完全性について保証しない
ものとします。
- (2) 当社は、本特約の規定により生じた、次に該当する損害について、一切の責任を負わない
ものとします。
- ・所有機器に保存されているデータの消失、毀損、改変等により生じた損害
 - ・天災地変、その他当社の責に帰することができない事由により生じた損害

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるイッツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびイッツコム S I M契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、イッツコム S I M（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。
 2. 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
ドコモ等	株式会社N T Tドコモ（以下「ドコモ」といいます。）および株式会社インターネットイニシアティブ（以下「I I J」といいます。）の総称
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第9条の登録を受けた者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
無線基地局設備	端末との間で電波を送り、または受けるためのドコモ等の電気通信設備
加入者回線	基本サービス約款に基づいて無線基地局設備と加入者が指定する端末との間に設定される電気通信回線
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にバケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社またはドコモ等が必要に応じ設置する電気通信設備
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
インターネット接続サービス	バケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
ドコモ通信網	ドコモ等により提供するS C - F D M A方式、O F D M A方式またはD S - C D M A方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を使用し行う電気通信サービス
機器	基本サービスの利用にあたって使用するS I Mカード、端末および付属品の総称
イッツコム S I M	ドコモ通信網を使用し行う電気通信サービスであって、当社が提供するサービス
端末	基本サービス約款に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
回線識別番号	加入者回線を識別するための各種識別番号
S I Mカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が基本サービスの提供のために加入者に貸与するI Cカード
一時中断	回線識別番号を他に転用することなく基本サービスを一時的に利用できないようにすること
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきイッツコムサービス料金表に定める対価等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、ドコモ等が提供するドコモ通信網を介してイッツコム S I Mを利用して音声通話またはデータ通信を行う電気通信サービスを提供するものとします。
 2. 基本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。

サービス品目
音声プラン（50 G B）、音声プラン（30 G B）、音声プラン（20 G B）、音声プラン（10 G B）、音声プラン（6 G B）、音声プラン（3 G B）、音声プラン（0 G B）、データ専用プラン（50 G B）、データ専用プラン（30 G B）、データ専用プラン（20 G B）、データ専用プラン（10 G B）、データ専用プラン（6 G B）、データ専用プラン（3 G B）
3. 前項のサービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができるものとします。 （1）音声プラン インターネット通信規格（プロトコル）による音声通話ならびに相互通信
標準機能
音声通話（国際通話、国際ローミングを含みます。）、データ通信（S M S送信を含みます。）、メールアドレス（5 個）、どこでもメール、メールウイルスチェック、迷惑メールチェック、セキュリティアプリ
※緊急地震速報やJ-ALERT等は、使用する端末によっては利用できない場合があります。
（2）データ専用プラン インターネット通信規格（プロトコル）による相互通信
標準機能
データ通信
※緊急地震速報やJ-ALERT等は、使用する端末によっては利用できない場合があります。
4. 前項第1号において、音声プランには次のコースがあります。 （1）基本コース

- 通話時間により料金表に定める通話料がかかります
 （2）10 分かけ放題コース
 回数にかかわらず、一部を除き、国内通話に限り通話時間 10 分以内の料金はかかりません。通話時間が 10 分以上の場合、料金表に定める通話料がかかります
 （3）かけ放題コース
 一部を除き、一般の国内通話に限り通話料金はかかりません
5. 第2項のサービス品目は、次のいずれかのS I Mカードを利用するものとします。
 （1）標準 S I M
 （2）micro S I M
 （3）nano S I M
6. 第2項のサービス品目と端末は、次のいずれかの組み合わせで利用するものとします。
 （1）音声プランと端末（スマホタイプ）
 （2）データ専用プランと端末（スマホタイプ）
 （3）データ専用プランと端末（モバイルルーター）
7. 基本サービスの提供に際し、加入者は、5 G通信機能を持つ端末を使用することができます。ただし、5 G通信の利用には利用申し込みが必要です。なお、5 G非対応の端末で利用申し込みをした場合、通信ができなくなる可能性があります。また、5 G通信の利用申し込みをして5 G端末を使用する場合は、3 Gサービスの利用はできません。
8. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第5条（オプションサービス種目）

基本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目（以下「オプションサービス種目」といいます。）は、次の通りとします。

オプションサービス種目
留守番電話、データ容量追加、Web フィルタリング、Norton マルチデバイスセキュリティ
2. 留守番電話は、音声プランご契約の場合のみご利用可能です。また、加入者により当社が定める方法で申し込みのあった日よりご利用開始までに最大 6 日間かかります。なお、ご利用開始当月内の解約はできません。
3. 加入者は、利用者が 18 歳未満の場合、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に従い、原則として Web フィルタリングを申し込みものとします。
4. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第6条（提供区域）

基本サービスは、ドコモが定めるF O M Aサービス契約約款、X i サービス契約約款および5 Gサービス契約約款におけるサービス提供区域において行うことができるものとします。
 2. 前項にかかわらず、利用契約を申し込み場合に限り、申込者および利用者の住所または所在地は、当社が特に認める場合を除き、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるサービスエリアに限れるものとします。

第7条（利用契約の単位と期間）

当社は、次の通り回線識別番号 1 番号毎に、1 件の利用契約を締結するものとします。

利用契約	回線識別番号	SIMカード	端末
「SIMカード」のみの場合	1番号	1枚	—
「SIMカード」＋「端末」の場合	1番号	1枚	1台

2. 加入者は、1世帯または1法人につき原則として、第4条（基本サービスの内容）第3項に定める音声プランまたはデータ専用プランをあわせて最大5つの利用契約を申し込むことができます。ただし、法人の場合、音声プランを申し込むことはできないものとします。また、利用者による基本サービスの利用は、加入者による利用とみなし、利用者は加入者と同じ責を負うものとします。

3. 加入者は、端末を音声プランまたはデータ専用プランとあわせて申し込むものとし、端末単体で申し込むことはできないものとします。

4. 契約期間は、次の通りに定めるものとします。

（1）「SIMカード」のみの利用契約の場合

共通約款第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定めるサービス品目の利用開始日が属する月（以下「利用開始月」といいます。）の翌月から12ヶ月間とします。

（2）「SIMカード」＋「端末」の利用契約の場合

「SIMカード」は前号の規定を準用するものとし、「端末」は利用開始月の翌月から24ヶ月間とします。

5. 前項いずれの利用契約の場合も、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヶ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

6. 「SIMカード」＋「端末」の利用契約の場合、端末について、25ヶ月目以降加入者は無料で継続して端末を利用できるものとします。なお、加入者が端末の利用を終了する場合、かつ、端末が不要である場合には、当社へ端末を返還できるものとします。

7. 「SIMカード」＋「端末」の利用契約の場合、端末について、利用開始月の翌月から25ヶ月目以降、加入者は、希望により共通約款第11条（契約内容の変更）に基づき、端末の変更または追加を請求することができます。この場合、変更または追加した端末について、前項の規定を準用するものとします。ただし、共通約款第25条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）第2項の規定により解約料金を支払う場合は、利用開始月の翌月から24ヶ月以内の場合であっても、端末の変更または追加を請求することができるものとします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するものとします。
 2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取り扱い上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

第9条（回線識別番号）

回線識別番号は、加入者回線毎に当社が定めるものとします。
 2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線識別番号を変更することがあります。
 3. 前項の規定により、回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知するものとします。
 4. 加入者は、番号ポータビリティによる申し込みを希望する場合、その旨を当社に通知するものとします。番号ポータビリティの契約者情報および本人確認書類に記載された情報が一致しない場合、番号ポータビリティの申し込みを承諾しない場合があります。

第10条（加入者が行う基本サービス提供の一時中断）

当社は、加入者からS I Mカードの盗難・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断の請求があったときは、当社所定の方法により行うものとします。
 2. 前項に基づき、一時中断を受けた加入者が、当該一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
 3. 加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。
 4. 一時中断および一時中断解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関係らず、加入者の負担とします。

第2章 サービスについて

第11条（加入者の維持責任）

加入者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和 60 年郵政省令第 31

- 号)等に適合するよう維持するものとします。
2. 前項の規定のほか、加入者は、端末を、無線設備規則に適合するよう維持するものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 12 条 (加入者の切分責任)

加入者は、端末設備または自営電気通信設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

第 13 条 (修理または復旧)

当社は、当社の提供した電気通信設備が故障または滅失した場合において、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 20 条 (通信利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って同条第 1 項に規定する機関の電気通信設備を修理し、または復旧するものとします。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 防水機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関に提供されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

2. 当社またはドコモ等の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

第 14 条 (修理または復旧の場合の暫定措置)

当社は、当社またはドコモ等の電気通信設備を修理または復旧するときは、一時的にその回線識別番号を変更することがあります。

第 15 条 (回線識別番号その他の情報の登録等)

- 当社は、当社の貸与する SIM カードに回線識別番号その他の情報の登録等を行います。
2. 当社は、前項の規定によるほか、第 9 条 (回線識別番号) 第 2 項または前条 (修理または復旧の場合の暫定措置) の規定により回線識別番号を変更する場合は回線識別番号等の登録を行います。

第 16 条 (SIM カードの管理責任)

- SIM カードの貸与を受けている加入者は、その SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. SIM カードの貸与を受けている加入者は、SIM カードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 当社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている加入者が利用したものとしなします。
4. 当社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 17 条 (電波伝播条件による通信場所の制約)

加入者回線と間の通信は、第 6 条 (提供区域) に定める提供区域内に限り行うことができるものとします。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビル陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第 18 条 (通信速度)

- 当社が提供する基本サービスにおいては、実際の通信速度は、接続状況、加入者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、加入者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 基本サービスはベストエフォート型通信サービスであり、当社は通信速度を保証しません。ネットワーク区間における技術的な制約により通信速度が制限される場合があり、当社はその速度を保証しません。
3. 加入者が料金表で規定する 1 ヶ月間で利用可能な通信容量 (前月からの繰り越し分を含みます。) を超過した場合は、通信速度を制限する場合があります。
4. その他、ご利用状況により通信速度を制限する場合があります。

第 19 条 (インターネット接続サービスの利用)

- 加入者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、当社の責に帰すべき事由を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 (通信利用の制限)

当社またはドコモ等は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合は、電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。) 第 55 条および第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、次に掲げる機関以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。この場合、当社は、基本サービスの提供を休止することがあります。

機関名
・気象機関 ・防水機関 ・消防機関 ・災害救助機関 ・秩序の維持に直接関係がある機関 ・防衛に直接関係がある機関 ・海上の保安に直接関係がある機関 ・輸送の確保に直接関係がある機関 ・通信役務の提供に直接関係がある機関 ・電力の供給の確保に直接関係がある機関 ・水道の供給の確保に直接関係がある機関 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関 ・選挙管理機関 ・新聞社等の機関 ・金融機関 ・その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関

第 21 条 (通信の利用を制限する措置)

前条 (通信利用の制限) の規定による場合のほか、当社またはドコモ等は、加入者に事前に通知するこ

となく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の加入者回線等への通信の利用を制限すること
- (2) パケット通信を行うために設定された加入者回線を一定時間以上継続して保留し当社またはドコモ等の電気通信設備を占有する等、その通信が基本サービスの提供に支障をおよぼすおそれがあるときと当社が認めた場合に、その通信を切断すること
- (3) 特定の加入者回線に一定期間内に大量または多数の通信があったときと当社が認めた場合において、当該加入者回線からの通信の利用を制限または中止すること
- (4) 加入者が、技術に定める禁止事項に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと
2. 前項の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または休止することがあります。また、共通約款第 7 条 (利用契約の単位と有効期間) 第 3 項の規定に関わらず、利用契約を解除することができるものとします。

第 22 条 (国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置)

- 国際通話および国際ローミングの利用を制限するための利用停止目安額は、料金表に定めるものとし、加入者は、当該利用停止目安額は変更することはできないものとします。
2. 前項にかかわらず、サービス適用上の都合により、本利用停止目安額を超過しても直ちに利用停止されない場合があります。その場合、停止しない事由にかかわらず、当該超過した料金は減免しないものとします。
3. 加入者の平均的な利用実績または利用実績と比較して著しく高額である場合、加入者の利用状況の確認をすることがあります。なお、加入者の確認が取れない場合、利用の回線を一時的に停止することがあります。

第 23 条 (端末設備に異常がある場合等の検査)

- 当社は、加入者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
2. 当社の係員は、第 1 項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 加入者は、第 1 項の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を取りやめるものとします。
4. 本条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 24 条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

- 加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、前条 (端末設備に異常がある場合等の検査) の規定に準じて取り扱うものとします。
2. 本条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営電気通信設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 25 条 (端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等)

端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等については、以下に定める規則によるものとします。

技術基準等
端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)

2. 本条に規定する技術基準等に適合している認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかった場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 26 条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)

- 加入者は、加入者回線に接続されている端末について、電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) の規定に基づき、ドコモ等が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止し、無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) に適合するよう修理等を行うものとします。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。
3. 加入者は、前項の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を中止するものとします。
4. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 27 条 (端末設備の電波法に基づく検査)

- 前条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) に規定する検査のほか、端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) 第 2 項および第 3 項の規定に準ずるものとします。
2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 28 条 (自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)

- 端末について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第 26 条 (端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) の規定に準ずるものとします。
2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 29 条 (自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

- 端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、第 27 条 (端末設備の電波法に基づく検査) の規定に準ずるものとします。
2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 30 条 (Web フィルタリングの内容)

- Web フィルタリングを利用する加入者は、Web フィルタリングにより、指定した特定の分野に属する Web ページ、および特定の Web ページの閲覧ができないよう設定を行うことができます。
2. 当社は、当社の定める方法により利用の申し込みを行い、使用許諾契約に同意した Web フィルタリングを利用しようとする加入者にシリアル ID を発行します。Web フィルタリングを利用しようとする加入者は、当社の定める方法により、シリアル ID を用いてソフトウェアを当社よりダウンロードし、端末にインストールすることにより、Web フィルタリングを利用するものとします。
3. 加入者は、シリアル ID を ID と同様に取り扱い扱うものとします。

第 31 条 (Norton マルチデバイスセキュリティの内容と免責事項)

- Norton マルチデバイスセキュリティで利用できるソフトウェアは、ノートン®セキュリティとし、複数申し込むことができるものとします。
2. Norton マルチデバイスセキュリティを利用しようとする加入者は、当社およびソフトウェア開発企業の定める方法により、利用の申し込みを行い、ソフトウェアをダウンロードし、使用許諾契約に同意したうえで端末にインストールを行うことにより、Norton マルチデバイスセキュリティを利用するものとします。
3. Norton マルチデバイスセキュリティで利用できるソフトウェアに起因する不具合のサポートは、ソフトウェア開発企業が行うものとし、その不具合が原因として損害が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。
4. Norton マルチデバイスセキュリティの複数のソフトウェアを利用する加入者は、共通約款第 37 条 (オプションサービスの解約) の規定に則り、一つのソフトウェアのみを利用解除することができるものとします。

第32条 (メールウイルスチェックの内容と免責事項)

メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウイルス（以下「メールウイルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルス、およびメール以外の手段により頒布されるウイルスによってメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。

3. 当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含みます。）の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

第33条 (迷惑メールチェックの内容と免責事項)

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等当社がその時点で妥当と判断する基準（以下本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

2. 迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加したうえで、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上で隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。

3. 当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

第34条 (セキュリティアプリの内容と免責事項)

セキュリティアプリを利用しようとする加入者は、当社およびソフトウェア開発企業の定める方法により、利用の申し込みを行い、ソフトウェアをダウンロードし、使用許諾契約に同意したうえで端末にインストールを行うことにより、セキュリティアプリを利用するものとします。

2. セキュリティアプリは、当社が定める推奨環境下でのみ利用することができるとします。

3. セキュリティアプリを利用しようとする加入者は、セキュリティアプリを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第35条 (危険SMS拒否設定と免責事項)

加入者は、イツコム スマホ（イツコム SIM 音声プラン）において、ドコモが提供する危険SMS拒否設定（フィッシング詐欺等対策を目的とし、ドコモによって判定された危険なSMSを自動で拒否する機能を提供するもの）が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、加入者は、危険SMS拒否設定の適用後、別途当社が定める方法により、設定の適用を任意で変更することが可能です。

2. 危険SMS拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

(1) イツコム スマホ（イツコム SIM 音声プラン）の利用開始日に自動適用されます。

(2) 「SMS一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

3. 当社は、危険SMSの判定精度のほか、危険SMS拒否設定の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるSMSの損失等、危険SMS拒否設定を利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

第3章 雑則

第36条 (通信の秘密)

当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第37条 (サイバー攻撃への対処)

当社は、当社または加入者の電気通信設備に対するサイバー攻撃へ対処を行うため、次に掲げる事項の全部または一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信設備の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

(2) 加入者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、加入者は、基本サービスを利用している間いつでも、加入者の選択により、かかる検知および遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第38条 (機密保持)

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第39条 (禁止事項)

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

(1) 機器および施設の改変行為

① 当社から貸与した機器を譲渡、買入れ、転貸する、またはそのおそれのある行為。加入者が当社から購入した機器を譲渡・買入れする行為

② 当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があること、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。

③ 不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

(2) 当社の承諾のないサービスの利用行為

① 基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為

② ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為

③ 基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

(3) ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ① ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ② ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
- ① 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ② 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③ 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④ 詐欺、児童売買等、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦ 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧ 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩ 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
- ⑪ 第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
- ⑫ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑬ 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑭ 第三者の設備または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑮ 基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑯ 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰ 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- ⑱ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲ 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑳ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをその行為
- ㉑ 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載せさせることを助長する行為
- ㉒ その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ① その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
- ② その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第40条 (情報の削除等)

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します

(2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します

(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します

(4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第41条 (著作権等)

基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属するものとします。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をするこはできないものとします。

第42条 (損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第18条（通信速度）、第20条（通信利用の制限）、第21条（通信の利用を制限する措置）および第22条（国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置）の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、第11条（加入者の維持責任）第1項、第38条（機密保持）第1項、第39条（禁止事項）および前条（著作権等）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

3. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより、加入者または第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しないものとします。

4. 当社は、基本サービス約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

5. 当社は、加入者が基本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何等の責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何等の責任を負わないものとします。

6. 当社は、電圧状態に起因し、基本サービスの利用により送受信された情報等が破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 第4条（基本サービスの内容）第2項に定めるサービス品目のうち、2021年9月30日に提供を終了した音声プラン（15GB）、音声プラン（12GB）、音声プラン（8GB）、データ専用プラン（15GB）、データ専用プラン（8GB）の加入者は、2021年10月1日より次の通りサービス品目を移行します。
- ・音声プラン（15GB）および音声プラン（12GB）は、音声プラン（20GB）へ移行
- ・音声プラン（8GB）は、音声プラン（10GB）へ移行
- ・データ専用プラン（15GB）は、データ専用プラン（20GB）へ移行
- ・データ専用プラン（8GB）は、データ専用プラン（10GB）へ移行
- (3) 基本サービス約款は、2024年11月1日より施行します。

●音声プランにおける初期設定サポートに関する特約
加入者が第4条（基本サービスの内容）に定めるサービス品目「音声プラン」の利用契約と同時に初期設定サポートを申し込む場合、本特約を適用するものとします。

- 1.（適用条件）

（1）回線識別番号1番号に対して、1回のみ利用できるものとし、複数回利用できないものとします。

（2）初期設定サポートの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

（3）初期設定サポートを利用する加入者は、設定に必要な情報を当社の求めに応じて提供し、当社または当社の業務委託先がこれらを利用するものとします。また、当社または当社の業務委託先から指定された操作を、原則初期設定サポートを利用する加入者自身が行うものとします。
- 2.（初期設定サポートの内容）

当社は、初期設定サポートとして、番号ポータビリティ回線切り替えの作業と、別に定めるイッツコムとことんサポートの料金表「安心安全サービス 訪問サポート費」の以下の作業を無料で提供するものとします。

（1）イッツコム SIM作業内容
 - ・端末APN設定
 - ・Google関連設定
 - ・当社指定のアプリケーションのインストール
 - ・電話帳移行
 - ・LINE移行
 - ・データ移行

（2）インターネットサービス作業内容
 - ・スマートフォンの無線LAN接続・設定（当社ケーブル回線）
 - ・メールソフト設定（当社のメールアドレス取得）
- 3.（免責）

（1）当社は、本特約に定める初期設定サポートの正確性、有用性、完全性について保証しないものとします。

（2）当社は、本特約の規定により生じた、次に該当する損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - ・所有機器に保存されているデータの消失、毀損、改変等により生じた損害
 - ・天災地変、その他当社の責に帰することができない事由により生じた損害
- ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIMに関する特約
加入者がケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款に基づき基本サービスを利用する場合、下表の通り、左記の規定は右記の規定に読み替えるものとします。
- | 基本サービス約款の規定 | 読み替える規定 |
|--|---|
| 第7条（利用契約の単位と期間）第4項中「共通約款第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項」 | 「ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款第5条（利用契約の申し込み、成立、利用開始日）第4項」 |
| 第7条（利用契約の単位と期間）第7項中「共通約款第11条（契約内容の変更）」 | 「ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款第14条（利用申込書記載事項の変更）」 |
| 第7条（利用契約の単位と期間）第7項中「共通約款第25条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）第2項」 | 「ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款第21条（料金の支払い等）第9項」 |
| 第21条（通信の利用を制限する措置）第2項中「共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項」 | 「基本サービス約款第7条（利用契約の単位と期間）第4項および第5項」 |
| 第31条（Norton マルチデバイスセキュリティの内容と免責事項）第4項中「共通約款第37条（オプションサービスの解約）」 | 「ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム SIM契約約款第9条（オプションサービスの解約）」 |
- 20

イツコム モバイル端末延長保証サービス利用規約款



第1節 総則

第1条（規約の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます。）は、第3条（用語の定義）に定める加入者に対し、イツコム モバイル端末延長保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）によりイツコム モバイル端末延長保証サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を、当社とイッツコム モバイル端末延長保証サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「本加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける本加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使います。

用語	用語の意味
原約款	当社が別に定めるイッツコム S I M契約約款およびケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M契約約款
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	イッツコムサービス料金表に定める対象サービスを利用して いる個人または法人
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器であって当社が加入者に提供するもの
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
S I Mカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであ って、当社がイッツコム S I Mサービスの提供のために加入者 に貸与するI Cカード
故障端末	本規約で定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた 場合に本加入者が修理または交換を請求する場合の端末
故障端末の修理または交換 の申し出	本加入者が修理または交換を請求すること
代替端末	本加入者が修理期間中、または交換対応の期間中に貸与される 端末
交換端末	本規約により、故障端末の修理ができない場合に、本加入者に 提供される端末
修理端末	本規約により、修理を行った端末
自然故障	取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生 した故障
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対して支払うべきイッツコム サービス料金表に定める対価等
新古品	通電のために開封はしたが、未使用の状態の端末

第2節 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

本サービスは、第6条（サービス内容）に定めるサービスを本加入者に提供するものとします。

2. 本サービスの対象とする携帯端末は、携帯端末本体および電池パック 1 個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）に限りです。
3. 本サービスの提供期間は、本サービスの対象とする携帯端末の利用開始日の属する月を含め、最大 37 か月間とします。
4. S I Mカードは、本サービスの対象外とします。

第5条（本サービスの提供条件）

当社は、以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを本加入者に提供するものとします。

- (1) 対象サービスの申し込みと同時に本サービスの申し込み手続きが行われること
- (2) 携帯端末にＳＩＭカードが挿入されている場合、ＳＩＭカードが取り外されていること
- (3) 改造（改造・改修・部品交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと
- (4) 当社およびアイテムは、携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール等）に関する一切の責任を負わないことをあらかじめ承諾していること
- (5) 本加入者は、本サービスの提供に伴い第6条（サービス内容）第4項で定める返却の場合を除き、故障端末の本体、電池パック、機械部品および外装ケース等を本加入者に返却しないことをあらかじめ承諾していること

第6条（サービス内容）

本サービスは次条（本サービスの対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、本加入者からアイテムへの故障端末の修理または交換の申し出により修理または交換対応を行うものとします。

2. 故障端末の修理または交換の申し出を受けた場合、代替端末を送付します。当社は加入者より故障端末を受け取り、申し出の内容を精査のうえ、修理または交換の判断を行うものとします。なお代替端末送付の際は、本サービスに登録されている加入者の携帯端末1台につき、代替端末1台、電池パック1個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）を本加入者の登録した住所（日本国内の住所に限りません。）にアイテムが別に定める方法により、2日を目標に送付します。なお、本加入者の登録した住所、故障端末の修理または交換の申し出を受け付けた時刻等によっては、2日での送付ができない場合があります。
3. 不または届け出られた住所の誤りなどにより、アイテムが別に定める期間を経過しても代替端末の再配達完了しなかった場合は、故障端末の修理または交換の申し出は取り消されたものとみなします。
4. 第2項の規定により、当社が修理対応が必要と判断した場合、本加入者同意のうえ当社は修理対応を行うものとし、修理端末を本加入者に返却するものとします。
5. 第2項の規定により、当社が交換対応が必要と判断した場合、本加入者同意のうえ当社は交換端末を本加入者に提供するものとします。
6. 本加入者は、代替端末および交換端末が第18条（故障端末の再生利用）に基づき他の本加入者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。
7. 本加入者に提供する代替端末および交換端末は、原則として当社が本加入者に提供した携帯端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一

色の代替端末および交換端末の提供が困難な場合は、別途アイテムが指定する機種または色の代替端末および交換端末とします。

8. 本加入者に提供する代替端末および交換端末のOSのバージョンは、当社が本加入者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。
9. 本加入者に提供する代替端末および交換端末には、電池パックの他は原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第7項に基づき代替端末および交換端末が当社より本加入者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各1個もあわせて送ります。

第7条（本サービスの対象となる事故）

本サービスの中で修理または交換の対象となる事故は、次の通りとします。

- (1) 本サービスの対象とする携帯端末の自然故障
- (2) 偶然的事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損

第8条（本サービスの対象とならない事故）

本サービスの中で修理または交換の対象とならない事故は、次の通りとします。

- (1) 故障端末の修理または交換の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難による場合
- (2) 故障端末の修理または交換の申し出が第 20 条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当する場合
- (3) 過去に本規約への違反があり、故障端末の修理または交換の申し出時においてなお当該違反が是正されていない場合
- (4) 過去に同一名義の故障端末の修理または交換の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断した場合
- (5) 故障端末の修理または交換の申し出時において、支払期限を経過してもなお支払いが完了していない料金等がある場合
- (6) 故障端末の修理または交換の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものである場合
- (7) 故障端末の修理または交換の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含みます。）である場合
- (8) 本サービスの対象とする携帯端末が加工、改造（第 5 条（本サービスの提供条件）第 3 号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含みます。）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含みます。）、されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものである場合
- (9) 故障端末の修理または交換の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の誤使用により生じたものである場合
- (10) 故障端末の修理または交換の申し出事由が付属品の自然故障、その他偶発の事故による水濡れ、全損または一部の破損の場合
- (11) 故障端末の修理または交換の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害である場合
- (12) 故障端末の修理または交換の申し出事由がコンピュータウイルスによる障害に起因するものである場合
- (13) 故障端末の修理または交換の申し出事由が本加入者の故意または重大な過失により発生したものである場合
- (14) 故障端末の修理または交換の申し出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものである場合
- (15) 故障端末の修理または交換の申し出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものである場合
- (16) 故障端末の修理または交換の申し出事由が差し押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものである場合
- (17) 故障端末の修理または交換の申し出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものである場合

第9条（メーカー保証の優先）

故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。一部の端末（新古品）の場合は、メーカー保証は適用されず、イトツコムモバイル Certified 端末保証が優先されます。

第 10 条（故障端末の修理または交換の申し出の方法）

第7条（本サービスの対象となる事故）に定める事故が発生し、故障端末の修理または交換の提供を希望する場合は、本加入者はアイテムに対し、アイテムが別に定める方法に従い故障端末の修理または交換の申し出が必要である。アイテムは、故障端末の修理または交換の申し出に対し、本加入者本人からの申し出であることを確認します。

第11条（本サービスの利用回数）

本加入者への本サービス開始日を起算日として、1年間に2回まで利用可能です。故障端末の修理または交換の申し出時において、過去1年間に既に2回、故障端末の修理または交換の提供を受けている場合は、1年を経過するまで故障端末の修理または交換を提供することはできないものとします。

第 12 条（代替端末および交換端末の保証期間）

本加入者は第6条（サービス内容）に基づきアイテムが本加入者に送付した代替端末および交換端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他の不具合を発見した場合は、代替端末および交換端末受領後14日以内にその旨をアイテムに申し出るものとします。アイテムの指示に従い当該不具合の発見された代替端末および交換端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。アイテムは特段の事由がある場合を除き、本加入者に対し代替端末および交換端末と同一機種種の代替端末および交換端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換します。ただし、電池パックの交換については、一部の端末（新古品）では、実費での対応となります。本条に基づき代替端末および交換端末受領後14日以内に本加入者より申し出なかった不具合または自然故障については、後日、本加入者からの申告があった場合でも、第32条（本加入者の支払い義務）第3項に基づく無償での代替端末および交換端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく代替端末および交換端末の無料交換は、前条（サービスの利用回数）に定める代替端末および交換端末の利用回数には算入されないものとします。

第13条（交換端末および故障端末の所有権）

交換端末の所有権は、原約款に準ずるものとします。

2. 故障端末の修理または交換の申し出に係る本サービスの対象とする故障端末の所有権は、アイテムが送付した交換端末を本加入者が受領した時点で、アイテムに移転されるものとします。

第 14 条（故障端末の送付）

本加入者は、第6条（サービス内容）に基づきアイテムが送付した代替端末を受領したときは、故障端末の修理または交換の申し出事由が故障端末の修理または交換の申し出の時点において故障端末の送付が困難であるとアイテムが認めた場合を除き、受領後14日以内に、故障端末をアイテムが定める方法によりアイテムの指定先に送付するものとします。（SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品を除いた状態で送付するものとします。）

2. 万一、本加入者がアイテムの指定する物品等以外のものを送付した場合、アイテムは、本加入者が当該送付した物品等に係る所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当該物品等をアイテムが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本加入者はこれに異議を唱えないものとします。アイテムは本加入者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いおよび返送について責任を負わないものとします。

第15条（故障端末および代替端末内部のデータの消去）
故障端末および代替端末の送付時には、故障端末および代替端末内に記録された一切のデータを本加入者において事前に全て消去するものとします。本加入者が送付した故障端末および代替端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社およびアイテムは一切の責任を負わないものとします。また、故障端末および代替端末内に記録されていたデータ、および代替端末に新たに記録されたデータの移行は、本加入者自身の責任で実施するものとします。

2. 前項に規定するデータの内容には、発着履歴、電話帳データ、電子メールデータ、画像データ、音源データ、その他一切のデータを含みます。（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、本加入者において消去できないデータを除きます。）

第16条（送料）
本サービスに伴う送料は、原則としてアイテムの負担とします。ただし、本加入者が故障端末、代替端末またはアイテムが指定する書類をアイテムが定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付に係る送料は本加入者が負担するものとします。

第17条（違約金）
本加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、違約金として故障端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

（1）第14条（故障端末の送付）第1項の定めに違反し、故障端末を送付期限内にアイテムに送付しなかった場合
（2）修理端末または、交換端末を受領後に代替端末をアイテムの指定した期日までに返送しなかった場合
（3）故障端末の修理または交換の申し出を取り消したにもかかわらず、第19条（修理または交換の申し出の取り消し）の定めに違反しアイテムが送付した代替端末をアイテムの指定した期日までにアイテムに返送しなかった場合
（4）第20条（禁止事項）の定めに違反して故障端末の修理または交換の申し出をした場合

第18条（故障端末の再生利用）
本加入者は、第6条（サービス内容）第4項の規定により修理端末を加入者に返却する場合を除き、本サービスに基づき本加入者から送付された故障端末は、アイテムが指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける代替端末または、交換端末としてアイテムから他の本加入者に提供することについて承諾するものとします。

第19条（修理または交換の申し出の取り消し）
本加入者は、第10条（故障端末の修理または交換の申し出の方法）に基づき故障端末の修理または交換の申し出を行った場合であっても、正当な理由があるとアイテムが認めるときは、アイテムが送付した代替端末等の梱包が開封されていない場合でかつ故障端末の修理または交換の申し出後8日以内に申し出を行った場合に限り、故障端末の修理または交換の申し出を取り消すことができるものとします。この場合本加入者は、アイテムが別途指定する期限内にアイテムが第6条（サービス内容）に基づき送付した代替端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。

第20条（禁止事項）
本加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

（1）本サービスにおける故障端末の修理または交換の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届け出または申告を行うこと
（2）他者になりすまして本サービスを利用する行為
（3）本サービスを不正の目的をもって利用する行為
（4）犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
（5）前各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為

第21条（本加入者の確認）
アイテムは、故障端末の修理または交換の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を本加入者に求める場合があります。

第3節 契約

第22条（契約の単位）
当社は、本サービスの対象となる携帯端末の台数毎に一の本サービスを提供するものとします。

第23条（利用契約の申し込み）
申込者は、本規約を承認のうえ、当社が別に定める加入申込書に次の事項を記載して当社およびアイテムに提出するものとします。

（1）申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
（2）その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第24条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

（1）申込者が本規約に違反するおそれがある場合
（2）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（3）本サービスの提供が著しく困難である場合
（4）第5条（本サービスの提供条件）の条件を満たしていない場合
（5）その他、利用契約締結が不適当である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第25条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 本サービスの対象となる携帯端末の利用開始日を本サービスの利用開始日と定めます。

第26条（契約内容の変更）
本加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。なお、当社が特に認める場合に限り、本加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

2. 当社は、第24条（申し込みの承諾）の規定に準じ、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該本加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第27条（名義変更）
本加入者は、加入名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

（1）本加入者の改称
（2）承継
（3）譲渡

2. 前項第2号または第3号の場合は、新本加入者が旧本加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。

3. 前二項の規定により契約名義を変更しようとする本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、本加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第28条（権利譲渡等の禁止）
本加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れまたは貸与等をすることはできないものとします。

第4節 利用契約の解除

第29条（本加入者が行う利用契約の解約）
本加入者は、第4条（本サービスの提供範囲）第3項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。

3. 当社が定めた要件を満たす本加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第30条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条（本サービスの提供範囲）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

（1）第32条（本加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
（2）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（3）第20条（禁止事項）の規定に違反した場合
（4）本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合
（5）その他、本加入者が本規約に違反する等、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により本加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 第1項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第5節 料金等

第31条（料金等）
料金等は、イッツコムサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める通りとします。料金等は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

第32条（本加入者の支払い義務）
本加入者は、料金表に定める月額利用料の支払いを要します。なお、月額利用料は、利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。

2. 本加入者が、本サービスを利用し修理対応または交換端末の提供を受ける場合、本加入者は、料金表に定める月額利用料にくわえ負担金を支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った負担金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

3. 本加入者からの故障端末の修理または交換の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、故障端末の修理または交換の申し出事由が第7条（本サービスの対象となる事故）第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で代替端末を提供するものとします。

4. 利用契約が月の途中で終了した場合であっても、料金等は日割りをしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービスの契約が終了した日の属する月が同一月の場合、本加入者は、1ヵ月分の料金等の支払いを要します。

5. 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第33条（料金等の利用明細等）
本加入者は、利用明細等を専用Webページで確認することができます。

2. 本加入者は、明細書または請求書の発行を希望する場合は料金表に定める発行手数料を支払うものとします。

第34条（料金等の請求時期および支払期限等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて、本加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた本加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指

定する方法により、当該料金等（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。
3. 本加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第35条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第30条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第30条（当社が行う利用契約の解除）第3項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第36条（遅延損害金）

本加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。

第6節 雑則

第37条（個人情報）

当社およびアイテムは本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」およびアイテムが定める「プライバシーポリシー」に基づいてそれぞれ適正に取り扱うものとします。

2. 本加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第38条（損害賠償の免責および特約事項）

本加入者が、第20条（禁止事項）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

2. 当社は、第27条（名義変更）の規定により、本加入者が名義変更を行ったことによって本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 第29条（本加入者が行う利用契約の解約）および第30条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

4. 当社が、次条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を廃止したことによって、本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第39条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知するものとします。

第40条（国内法への準拠）

本規約は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第41条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および本加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則

本規約は、2024年10月1日から施行します。

ケーブルテレビ品川エリア版 イッツコム S I M料金表

※本表に記載する金額は全て税込みです。消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、料金等が発生する日の属する月のものが適用され、契約締結日以降に消費税率が変更になった場合、税込み金額は変動します。

1. イッツコムモバイル

1. 1. イッツコム S I M

(1) 月額利用料			
■基本料			
◆A：ケーブルテレビ品川サービスのいずれか※、または以下の対象サービス品目を利用している場合			
対象サービス品目			
インターネット	かつとび光 ファミリー 1Gタイプ、200Mタイプ、100Mタイプ、かつとび光 マンション 1Gタイプ、200Mタイプ、100Mタイプ		
※月額利用料 0 円のコースのみを利用している場合、しながわ データ S I Mのみを利用している場合は除きます。			
■音声プラン			
サービス品目	標準機能	通信容量	月額利用料
基本コース	・ 音声通話 (*a) ・ データ通信 (SMS 送信を含みます。) ・ メールアドレス 5 個 ・ どこでもメール ・ メールウイルスチェック ・ 迷惑メールチェック ・ セキュリティアプリ	50GB	5,390 円/回線識別番号
		30GB	3,659 円/回線識別番号
		20GB	2,860 円/回線識別番号
		10GB	2,310 円/回線識別番号
		6GB	1,760 円/回線識別番号
		3GB	1,298 円/回線識別番号
		0GB	550 円/回線識別番号
10 分かけ放題コース	・ 音声通話 (*a) (*b) ・ データ通信 (SMS 送信を含みます。) ・ メールアドレス 5 個 ・ どこでもメール ・ メールウイルスチェック ・ 迷惑メールチェック ・ セキュリティアプリ	50GB	6,270 円/回線識別番号
		30GB	4,539 円/回線識別番号
		20GB	3,740 円/回線識別番号
		10GB	3,190 円/回線識別番号
		6GB	2,640 円/回線識別番号
		3GB	2,178 円/回線識別番号
		0GB	—
かけ放題コース	・ 音声通話 (*a) (*c) ・ データ通信 (SMS 送信を含みます。) ・ メールアドレス 5 個 ・ どこでもメール ・ メールウイルスチェック ・ 迷惑メールチェック ・ セキュリティアプリ	50GB	7,150 円/回線識別番号
		30GB	5,419 円/回線識別番号
		20GB	4,620 円/回線識別番号
		10GB	4,070 円/回線識別番号
		6GB	3,520 円/回線識別番号
		3GB	3,058 円/回線識別番号
		0GB	—
■データ専用プラン			
サービス品目	標準機能	通信容量	月額利用料
データ専用プラン	・ データ通信	50GB	5,170 円/回線識別番号
		30GB	3,439 円/回線識別番号
		20GB	2,640 円/回線識別番号
		10GB	2,090 円/回線識別番号
		6GB	1,540 円/回線識別番号
		3GB	1,078 円/回線識別番号
サービス品目	サービス内容	月額利用料	
端末 (スマホタイプ 8)	端末 (スマホタイプ 8) 1 台	2,420 円/台	
端末 (スマホタイプ 7)	端末 (スマホタイプ 7) 1 台	1,408 円/台	
端末 (スマホタイプ 6)	端末 (スマホタイプ 6) 1 台	2,579 円/台	
端末 (スマホタイプ 5)	端末 (スマホタイプ 5) 1 台	2,090 円/台	
端末 (スマホタイプ 4)	端末 (スマホタイプ 4) 1 台	1,320 円/台	
端末 (モバイルルーター)	端末 (モバイルルーター) 1 台	1,100 円/台	
◆B：ケーブルテレビ品川サービスのいずれも利用していない場合、ケーブルテレビ品川の月額利用料が 0 円のサービスののみを利用している場合、またはしながわ データ S I Mのみを利用している場合			
■音声プラン			
サービス品目	標準機能	通信容量	月額利用料
基本コース	・ 音声通話 (*a) ・ データ通信 (SMS 送信を含みます。) ・ メールアドレス 5 個 ・ どこでもメール ・ メールウイルスチェック ・ 迷惑メールチェック ・ セキュリティアプリ	50GB	5,610 円/回線識別番号
		30GB	3,879 円/回線識別番号
		20GB	3,080 円/回線識別番号
		10GB	2,530 円/回線識別番号
		6GB	1,980 円/回線識別番号
		3GB	1,518 円/回線識別番号
		0GB	—
10 分かけ放題コース	・ 音声通話 (*a) (*b) ・ データ通信 (SMS 送信を含みます。) ・ メールアドレス 5 個 ・ どこでもメール ・ メールウイルスチェック ・ 迷惑メールチェック ・ セキュリティアプリ	50GB	6,490 円/回線識別番号
		30GB	4,759 円/回線識別番号
		20GB	3,960 円/回線識別番号
		10GB	3,410 円/回線識別番号
		6GB	2,860 円/回線識別番号
		3GB	2,398 円/回線識別番号
		0GB	—
かけ放題コース	・ 音声通話 (*a) (*c) ・ データ通信 (SMS 送信を含みます。) ・ メールアドレス 5 個 ・ どこでもメール ・ メールウイルスチェック ・ 迷惑メールチェック	50GB	7,370 円/回線識別番号
		30GB	5,639 円/回線識別番号
		20GB	4,840 円/回線識別番号
		10GB	4,290 円/回線識別番号
		6GB	3,740 円/回線識別番号

	・セキュリティアプリ	3GB	3,278 円/回線識別番号
		0GB	—
■データ専用プラン			
サービス品目	標準機能	通信容量	月額利用料
データ専用プラン	・データ通信	50GB	5,390 円/回線識別番号
		30GB	3,659 円/回線識別番号
		20GB	2,860 円/回線識別番号
		10GB	2,310 円/回線識別番号
		6GB	1,760 円/回線識別番号
		3GB	1,298 円/回線識別番号
サービス品目	サービス内容	月額利用料	
端末（スマホタイプ8）	端末（スマホタイプ8）1 台	2,750 円/台	
端末（スマホタイプ7）	端末（スマホタイプ7）1 台	1,738 円/台	
端末（スマホタイプ6）	端末（スマホタイプ6）1 台	2,909 円/台	
端末（スマホタイプ5）	端末（スマホタイプ5）1 台	2,420 円/台	
端末（スマホタイプ4）	端末（スマホタイプ4）1 台	1,650 円/台	
端末（モバイルルーター）	端末（モバイルルーター）1 台	1,430 円/台	
<注釈>			
・利用開始月のみ、利用開始日から月末までの日数で通信容量を比例換算した通信量が上限となります。また、月末に通信容量に満たなかった場合は、余剰分が翌月まで繰越となります。			
・対象サービス品目の利用有無が変更された場合、A、Bの月額利用料は契約状況に応じて自動的に変更されるものとします。			
・端末により上記に定める通信容量を一部提供しない場合があります。			
（※a）国際通話の割引を受ける場合には、通話先電話番号の前にプレフィックス番号（0077-502）を付加して発信する必要があります。			
（※b）一部を除き、一般の国内通話については、1 回の通話時間が 10 分以内の場合通話料はかかりません。			
（※c）一部を除き、一般の国内通話に限り通話料金はかかりません。			
■オプションサービス			
オプションサービス品目		月額利用料	
留守番電話（※a）		363 円/回線識別番号	
データ容量追加（※b）		1GB あたり 550 円/回線識別番号	
Norton マルチデバイスセキュリティ	ノートン®セキュリティ	627 円/個	
Web フィルタリング（Android 版・Win 版）		220 円/シリアル ID	
Web フィルタリング（マルチデバイス 1 台用）		359 円/シリアル ID	
Web フィルタリング（マルチデバイス 3 台用）		796 円/シリアル ID	
<注釈>			
（※a）音声プランのみ対象となります。また、お申し込みから留守番電話ご利用開始まで最大 6 日かかります。			
（※b）追加された容量は、当月限り有効となります。			
■ユニバーサルサービス料			
区分		月額利用料	
ユニバーサルサービス料		当社ホームページ上で定める「ユニバーサルサービス料」の額/回線識別番号	
<注釈>			
・データ専用プランで回線識別番号が 020 から始まる場合は対象外です。			
・「ユニバーサルサービス料」について定めた当社ホームページは以下をご確認ください。 https://www.itscom.co.jp/shared/pdf/covenant/universalservice.pdf			
■電話リレーサービス料			
区分		月額利用料	
電話リレーサービス料		当社ホームページ上で定める「電話リレーサービス料」の額/回線識別番号	
<注釈>			
・「電話リレーサービス料」について定めた当社ホームページは以下をご確認ください。 https://www.itscom.co.jp/shared/pdf/covenant/telephone_relay_service.pdf			
（2）通話料			
サービス		料金	
国内通話	30 秒毎に 11 円（※a）		
国際通話	通話先電話番号の前にプレフィックス番号（0077-502）を付加して発信した場合、IIJ が定める国と地域では、割引通話が可能です。（※b）（※c）		
国際ローミング	ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款および 5G サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）（※c）		
<注釈>			
（※a）架電時に、自動的に割引対象となるプレフィックス番号を選択します。一部、割引通話が適用されない国内通話は通常料金（30 秒毎 22 円）となります。			
（※b）割引通話対象国と地域以外は、ドコモが定めた利用料と同額となります。（消費税は課税されません）			
（※c）国際通話または国際ローミングには、以下の利用停止目安額が設定されています。			
・国際通話（2 万円）			
・国際ローミング（5 万円）			
（3）SMS 送信料			
区分		料金	
SMS 送信料	ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款および 5G サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額		
（4）契約事務手数料			
新規契約・追加・各種変更（サービス品目変更）時		3,300 円/回線識別番号	
上記の手続きに SIM カードの発行・変更・再発行が伴う場合		3,733 円/回線識別番号	
番号ポータビリティ転出		1,100 円/回線識別番号	
（5）機器購入費			
電源アダプター（※a）（※b）		1,430 円/台	
<注釈>			
（※a）端末（スマホタイプ 4）、（スマホタイプ 5）は本体に電源アダプターが同梱されていないため、ご希望の場合は購入可能です。			
（※b）端末（スマホタイプ 6）は本体に USB-C - Lightning ケーブルのみ同梱されており、USB-C 電源アダプターは同梱されていないため、ご希望の場合は購入可能です。			
・端末と同時申し込みでない場合は、別途送料（1,000 円）がかかります。			
（6）解約料金			
■音声プラン			
ケーブルテレビ品川サービスのいずれも利用していない場合、ケーブルテレビ品川の月額利用料が 0 円のサービスののみを利用している場合、またはしながわ データ S I Mのみを利用している場合			
解約料金		1 ヶ月分の月額利用料相当額/契約	

■端末（スマホタイプ8）						
利用開始月						
66,000 円/台						
1 ヶ月目(*)	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目	
63,250 円/台	60,500 円/台	57,750 円/台	55,000 円/台	52,250 円/台	49,500 円/台	
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	
46,750 円/台	44,000 円/台	41,250 円/台	38,500 円/台	35,750 円/台	33,000 円/台	
13 ヶ月目	14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	
30,250 円/台	27,500 円/台	24,750 円/台	22,000 円/台	19,250 円/台	16,500 円/台	
19 ヶ月目	20 ヶ月目	21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目	
13,750 円/台	11,000 円/台	8,250 円/台	5,500 円/台	2,750 円/台	無料	
■端末（スマホタイプ7）						
利用開始月						
41,712 円/台						
1 ヶ月目(*)	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目	
39,974 円/台	38,236 円/台	36,498 円/台	34,760 円/台	33,022 円/台	31,284 円/台	
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	
29,546 円/台	27,808 円/台	26,070 円/台	24,332 円/台	22,594 円/台	20,856 円/台	
13 ヶ月目	14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	
19,118 円/台	17,380 円/台	15,642 円/台	13,904 円/台	12,166 円/台	10,428 円/台	
19 ヶ月目	20 ヶ月目	21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目	
8,690 円/台	6,952 円/台	5,214 円/台	3,476 円/台	1,738 円/台	無料	
■端末（スマホタイプ6）						
利用開始月						
69,816 円/台						
1 ヶ月目(*)	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目	
66,907 円/台	63,998 円/台	61,089 円/台	58,180 円/台	55,271 円/台	52,362 円/台	
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	
49,453 円/台	46,544 円/台	43,635 円/台	40,726 円/台	37,817 円/台	34,908 円/台	
13 ヶ月目	14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	
31,999 円/台	29,090 円/台	26,181 円/台	23,272 円/台	20,363 円/台	17,454 円/台	
19 ヶ月目	20 ヶ月目	21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目	
14,545 円/台	11,636 円/台	8,727 円/台	5,818 円/台	2,909 円/台	無料	
■端末（スマホタイプ5）						
利用開始月						
58,080 円/台						
1 ヶ月目(*)	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目	
55,660 円/台	53,240 円/台	50,820 円/台	48,400 円/台	45,980 円/台	43,560 円/台	
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	
41,140 円/台	38,720 円/台	36,300 円/台	33,880 円/台	31,460 円/台	29,040 円/台	
13 ヶ月目	14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	
26,620 円/台	24,200 円/台	21,780 円/台	19,360 円/台	16,940 円/台	14,520 円/台	
19 ヶ月目	20 ヶ月目	21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目	
12,100 円/台	9,680 円/台	7,260 円/台	4,840 円/台	2,420 円/台	無料	
■端末（スマホタイプ4）						
利用開始月						
39,600 円/台						
1 ヶ月目(*)	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目	
37,950 円/台	36,300 円/台	34,650 円/台	33,000 円/台	31,350 円/台	29,700 円/台	
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	
28,050 円/台	26,400 円/台	24,750 円/台	23,100 円/台	21,450 円/台	19,800 円/台	
13 ヶ月目	14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	
18,150 円/台	16,500 円/台	14,850 円/台	13,200 円/台	11,550 円/台	9,900 円/台	
19 ヶ月目	20 ヶ月目	21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目	
8,250 円/台	6,600 円/台	4,950 円/台	3,300 円/台	1,650 円/台	無料	
■端末（モバイルルーター）						
利用開始月						
34,320 円/台						
1 ヶ月目(*)	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目	6 ヶ月目	
32,890 円/台	31,460 円/台	30,030 円/台	28,600 円/台	27,170 円/台	25,740 円/台	
7 ヶ月目	8 ヶ月目	9 ヶ月目	10 ヶ月目	11 ヶ月目	12 ヶ月目	
24,310 円/台	22,880 円/台	21,450 円/台	20,020 円/台	18,590 円/台	17,160 円/台	
13 ヶ月目	14 ヶ月目	15 ヶ月目	16 ヶ月目	17 ヶ月目	18 ヶ月目	
15,730 円/台	14,300 円/台	12,870 円/台	11,440 円/台	10,010 円/台	8,580 円/台	
19 ヶ月目	20 ヶ月目	21 ヶ月目	22 ヶ月目	23 ヶ月目	24 ヶ月目	
7,150 円/台	5,720 円/台	4,290 円/台	2,860 円/台	1,430 円/台	無料	
<注釈>						
(*) 利用開始月の翌月のことをいいます。						

1. 2. イッツコム モバイル端末延長保証サービス

（1）月額利用料	
◆イッツコム SIMを利用の場合	
対象サービス品目	月額利用料
端末（スマホタイプ）、端末（モバイルルーター）	418 円/台
端末（スマホタイプ6）	528 円/台
（2）負担金	
1 回目	5,500 円/台
2 回目以降	11,000 円/台
（3）違約金	
違約金	イッツコム モバイル端末延長保証サービスの対象とする携帯端末の端末代金相当額

2. 安心安全サービス

（1）訪問サポート出張費・技術提供費	
※（2）訪問サポート費の料金には、本表の「出張費」および「技術提供費」が含まれています。	
項目	ケーブルテレビ品川 とことんサポート 未加入者
出張費	3,300 円/回
技術提供費	2,200 円/回
（2）訪問サポート費以外の作業（応相談）	
別途見積り	
（2）訪問サポート費	
◆イッツコム SIM	

作業内容		作業内容の詳細 条件等	ケーブルテレビ品川 とことんサポート 未加入者
			1 台目
1	データ専用プラン初期設定	以下項目3～5をセットにした料金	11,000 円/台
2	音声プラン初期設定	以下項目3～7をセットにした料金	11,000 円/台
3	端末 APN 設定	通信会社のアクセスポイントに接続する為の通信設定	8,800 円/台
4	Google 関連設定	Google アカウント、Gmail の設定	8,800 円/作業
5	操作説明	当社端末（スマホタイプに限ります。）のアプリ等設定説明	8,800 円/30 分
6	当社指定のアプリケーションのインストール	当社指定のアプリケーションをインストール（音声プランに限ります。） ・セキュリティアプリ ・Web フィルタリング ・イッツコム かんたんスマホアプリ ・緊急通報アプリ ・LINE	11,000 円/台
7	電話帳移行	電話帳を移行（音声プランに限ります。）	11,000 円/台
8	データ移行（メール/SMS/画像/動画等）	各種データを移行（音声プランに限ります。） ただし、Google アカウントでの移行可能な範囲のみ。	10,450 円/台
9	Norton マルチデバイスセキュリティのインストール	Norton マルチデバイスセキュリティのインストール（当社提供ソフト）	7,150 円/台
10	当社提供以外のアプリケーションのインストール	当社提供以外のアプリケーションのインストール	1 つにつき 7,150 円/台 追加 1 つにつき 1,650 円/台
11	当社提供以外のアプリケーションの設定	当社提供以外のアプリケーション（*）の設定とアカウント引継（Google アカウントでの引継可能な範囲のみ）	1 つにつき 7,150 円/台 追加 1 つにつき 1,650 円/台
12	他社メール持ち運び補助	携帯電話各社が提供しているメール持ち運び手続きの補助	5,500 円/台
<注釈>			
（*）対象アプリ：LINE：ディズニー ツムツム、Pokémon GO、パズル&ドラゴンズ、ウマ娘 プリティーダービー			

3. 明細書・請求書発行手数料

請求書	330 円/通
明細書	165 円/通

●クレジットカード支払いに関する特約

- 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。